

議会 8 月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会 8 月 定例会 提出 議案

議案番号	議 件 名
9	専決処分について 専決第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
1 0	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
1 1	平成 2 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
1 2	平成 2 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
1 3	平成 2 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について
1 4	平成 2 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
1 5	監査委員の選任について

議案第9号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成27年8月31日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

記

専決第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

平成27年3月12日専決

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「245,000円」を「26万円」に改める。

第15条第1項第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第10号

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年8月31日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

(新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

(新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「個人に」を「生存する個人に」に改め、同条第5号中「識別される」を「識別され、又は識別され得る」に改め、同号を同条第9号とし、同条第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの(行政文書に記録されているものに限る。)をいう。
- (6) 特定個人情報 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 保有個人情報であつて、特定個人情報に該当するものをいう。
- (8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第6条第1項第7号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第7条第3項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第8条第1項中「個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に、「利用して」を「利用し、又は当該実施機関以外に提供して」に改め、同条第2項中「個人情報を」を「保有個人情報を」に改め、同条第3項及び第4項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第8条の次に次の3条を加える。

（保有特定個人情報の目的外利用の制限）

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（情報提供等記録の目的外利用の制限）

第8条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第8条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第9条第1項中「実施機関が保有する個人情報」を「実施機関の保有個人情報」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第10条第1項中「個人情報を」を「保有個人情報を」に改め、同条第2項及び第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第13条第1項中「自己に関する個人情報」を「自己を本人とする保有個人情報」に改め、同条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）」を加える。

第14条第1項第2号及び第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第15条の見出しを「（保有個人情報の開示義務）」に改め、同条中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第7号中「未成年の法定代理人から」を「第13条第2項の規定による」に、「当該未成年者」を「当該本人」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 開示請求者（第13条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求を

する場合にあっては、当該本人をいう。以下この条において同じ。) の生命、身体又は財産の安全を害するおそれがあるもの

第16条から第18条まで、第20条及び第21条の規定中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第22条中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第22条の2 実施機関は、法令等(新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号)を除く。次項、第25条第1項ただし書及び第29条第1項ただし書において同じ。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(事案の移送)

第22条の3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る保有個人情報について開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第24条中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、保有特定個人情報の写し等の交付に要する費用を免除することができる。

第25条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

第26条第1項第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第27条第1項中「係る個人情報」を「係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第2項及び第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（情報提供等記録の提供先等への通知）

第27条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（事案の移送）

第27条の3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第22条の3第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第29条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

第29条第1項中「個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない（以下この条において同じ。）。

第29条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用停止等の請求）

第29条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条の2の規定に違反して利用されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(4) 番号法第28条の規定に違反して作成され、保管されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(5) 第8条の4の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

第30条第1項第2号、第31条、第33条第1項及び第35条第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第41条の見出しを「(適用除外)」に改め、同条第1号中「(昭和22年法律第18号)第2条」を「(平成19年法律第53号)第2条第6項」に、「指定統計」を「基幹統計及び一般統計調査」に改め、「集められた個人情報」の次に「、及び同法第52条第1項に規定する個人情報」を加え、同条第2号中「第8条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第43条中「個人情報ファイル(行政文書に記録されている個人情報を含む情報)」を「保有個人情報ファイル(保有個人情報)に、「個人情報を電子計算機」を「保有個人情報を電子計算機」に改める。

第44条及び第47条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第2条の規定(次号及び第3号の規定を除く。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行日(平成28年1月1日)

(2) 第2条中特定個人情報の収集及び提供の制限に関する規定 番号法附則第1条に掲げる規定の施行日(平成27年10月5日)

(3) 第2条中情報提供等記録に関する部分の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日

議案第11号

平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第12号

平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第233
条第3項の規定に基づき、平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第11、12号別紙

平成26年度

歳入歳出決算書

新潟県後期高齢者医療広域連合

平成26年度新潟県後期高齢者医療

区 分	予 算 現 額	歳 入 決 算 額	収 入 率	
1 一 般 会 計	2,730,275,000	2,754,253,644	100.9	
2 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	256,446,621,000	257,789,663,383	100.5	
総 合 計	259,176,896,000	260,543,917,027	100.5	

広域連合歳入歳出決算総括表

(単位：円・%)

	歳出決算額	執行率	繰越事業費繰越財源	差引額
	2,639,860,325	96.7	0	114,393,319
	250,497,250,384	97.7	0	7,292,412,999
	253,137,110,709	97.7	0	7,406,806,318

平成 26 年度

一般会計歳入歳出決算書

平成26年度一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		856,270,000
	1 負 担 金	856,270,000
2 国 庫 支 出 金		1,780,873,000
	1 国 庫 補 助 金	1,780,873,000
3 財 産 収 入		700,000
	1 財 産 運 用 収 入	700,000
4 繰 入 金		7,710,000
	1 基 金 繰 入 金	7,710,000
5 繰 越 金		84,240,000
	1 繰 越 金	84,240,000
6 諸 収 入		482,000
	1 預 金 利 子	100,000
	2 雑 入	382,000
歳 入 合 計		2,730,275,000

(単位：円)

	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	856,270,000	856,270,000	0	0	0
	856,270,000	856,270,000	0	0	0
	1,731,946,285	1,731,946,285	0	0	△48,926,715
	1,731,946,285	1,731,946,285	0	0	△48,926,715
	29,200	29,200	0	0	△670,800
	29,200	29,200	0	0	△670,800
	4,194,811	4,194,811	0	0	△3,515,189
	4,194,811	4,194,811	0	0	△3,515,189
	84,240,892	84,240,892	0	0	892
	84,240,892	84,240,892	0	0	892
	77,572,456	77,572,456	0	0	77,090,456
	92,006	92,006	0	0	△7,994
	77,480,450	77,480,450	0	0	77,098,450
	2,754,253,644	2,754,253,644	0	0	23,978,644

歳出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		1,289,000
	1 議 会 費	1,289,000
2 総 務 費		2,728,886,000
	1 総 務 管 理 費	2,728,633,000
	2 選 挙 費	102,000
	3 監 査 委 員 費	151,000
3 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		2,730,275,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
997,907	0	291,093	291,093
997,907	0	291,093	291,093
2,638,862,418	0	90,023,582	90,023,582
2,638,686,898	0	89,946,102	89,946,102
33,100	0	68,900	68,900
142,420	0	8,580	8,580
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
2,639,860,325	0	90,414,675	90,414,675

差引残額

114,393,319円

平成27年8月31日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長

篠 田 昭

平成26年度歳入歳出決算事項別明細書

歳入

款 項 目	予 算 現 額			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 充 当 財 源 繰 越 額	計
1 分担金及び負担金	925,040,000	△68,770,000	0	856,270,000
1 負担金	925,040,000	△68,770,000	0	856,270,000
1 市町村負担金	925,040,000	△68,770,000	0	856,270,000
2 国庫支出金	1,780,873,000	0	0	1,780,873,000
1 国庫補助金	1,780,873,000	0	0	1,780,873,000
1 民生費国庫補助金	1,780,873,000	0	0	1,780,873,000
3 財産収入	700,000	0	0	700,000
1 財産運用収入	700,000	0	0	700,000
1 利子及び配当金	700,000	0	0	700,000
4 繰入金	7,710,000	0	0	7,710,000
1 基金繰入金	7,710,000	0	0	7,710,000
1 臨時特例基金繰入金	7,710,000	0	0	7,710,000
5 繰越金	1,000	84,239,000	0	84,240,000
1 繰越金	1,000	84,239,000	0	84,240,000
1 繰越金	1,000	84,239,000	0	84,240,000

(単位：円)

節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
区分	金額					
		856,270,000	856,270,000	0	0	
		856,270,000	856,270,000	0	0	
		856,270,000	856,270,000	0	0	
1	事務費負担金	856,270,000	856,270,000	0	0	共通経費負担金 856,270,000
		1,731,946,285	1,731,946,285	0	0	
		1,731,946,285	1,731,946,285	0	0	
		1,731,946,285	1,731,946,285	0	0	
1	社会福祉費補助金	1,780,873,000	1,731,946,285	0	0	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 1,689,522,285 特別調整交付金 34,202,000 後期高齢者医療制度事業費補助金(医療費適正化等推進事業分) 8,222,000
		29,200	29,200	0	0	
		29,200	29,200	0	0	
		29,200	29,200	0	0	
1	利子及び配当金	700,000	29,200	0	0	臨時特例基金運用利子収入 29,200
		4,194,811	4,194,811	0	0	
		4,194,811	4,194,811	0	0	
		4,194,811	4,194,811	0	0	
1	臨時特例基金繰入金	7,710,000	4,194,811	0	0	臨時特例基金繰入金 4,194,811
		84,240,892	84,240,892	0	0	
		84,240,892	84,240,892	0	0	
		84,240,892	84,240,892	0	0	
1	繰越金	84,240,000	84,240,892	0	0	前年度繰越金 84,240,892

一般会計

款 項 目	予 算 現 額				計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 財 源 充 当 額		
6 諸 収 入	482,000	0	0	482,000	
1 預 金 利 子	100,000	0	0	100,000	
1 預 金 利 子	100,000	0	0	100,000	
2 雑 入	382,000	0	0	382,000	
1 雑 入	382,000	0	0	382,000	
歳 入 合 計	2,714,806,000	15,469,000	0	2,730,275,000	

(単位：円)

節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
区分	金額					
		77,572,456	77,572,456	0	0	
		92,006	92,006	0	0	
		92,006	92,006	0	0	
1 預金利子	100,000	92,006	92,006	0	0	預金利子 92,006
		77,480,450	77,480,450	0	0	
		77,480,450	77,480,450	0	0	
1 雑入	382,000	77,480,450	77,480,450	0	0	職員駐車場利用者負担分 340,340 複写機利用料等 13,184 広告掲載料 234,000 剰余金返還金 76,892,926
		2,754,253,644	2,754,253,644	0	0	

一般会計

歳出

款	予 算 現 額					計
	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 繰 越 費 事 業 及 び 費 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	
01	議 会 費	1,289,000	0	0	0	1,289,000
	01 議 会 費	1,289,000	0	0	0	1,289,000
	01 議 会 費	1,289,000	0	0	0	1,289,000
02	総 務 費	2,713,417,000	15,469,000	0	0	2,728,886,000
	01 総 務 管 理 費	2,713,164,000	15,469,000	0	0	2,728,633,000
	01 一 般 管 理 費	2,713,164,000	15,469,000	0	0	2,728,633,000

(単位：円)

節		支出済額	翌年度繰越額	不用額	備考
区分	金額		継続費 繰越 事故		
		997,907	0	291,093	
		997,907	0	291,093	
		997,907	0	291,093	001 議会運営費 997,907
01	報酬	656,000	0	8,750	議長報酬 30,000 副議長報酬 24,000 議員報酬 593,250
09	旅費	431,000	0	205,660	費用弁償 225,340 食糧費 25,064
11	需用費	39,000	0	13,936	通信運搬費 2,613
12	役務費	3,000	0	387	会場借上料 80,640 自治会館駐車場使用料 17,000
14	使用料及び 賃借料	160,000	0	62,360	
		2,638,862,418	0	90,023,582	
		2,638,686,898	0	89,946,102	
		2,638,686,898	0	89,946,102	001 一般管理事務費 848,114,390
01	報酬	178,000	0	7,000	連合長報酬 60,000 副連合長報酬 48,000
08	報償費	460,000	0	332,130	情報公開・個人情報保護審査会 委員報酬 63,000 高齢者医療研究会委員謝礼 55,350
09	旅費	476,000	0	153,580	費用弁償 8,780
11	需用費	2,723,000	0	434,205	普通旅費 313,640 消耗品費 2,229,222
12	役務費	7,410,000	0	1,232,271	燃料費 52,625 食糧費 5,609
13	委託料	22,639,000	0	4,228,805	通信運搬費 1,026,730 手数料 190,875
14	使用料及び 賃借料	14,262,000	0	2,280,993	事務機器保守委託料 414,720 例規保守委託料 140,400 広報チラシ等作成業務委託料 4,437,392
18	備品購入費	500,000	0	356,684	文書廃棄業務委託料 93,852
19	負担金、補助 及び交付金	137,569,000	0	55,349,401	会場借上料 214,880 タクシー使用料 51,320 レンタカー使用料 220,544 自治会館駐車場使用料 9,000 高速道路等使用料 623,930 テレビ受信料 14,545 事務室借上料 9,004,508 事務機器賃借料 1,001,000 事務用ファイルサーバ賃借料 228,060
23	償還金利子 及び割引料	15,469,000	0	0	事務所備品購入費 143,316
25	積立金	1,691,906,000	0	2,354,515	新潟県市町村総合事務組合負担金 64,610
28	繰出金	835,041,000	0	23,216,518	

一般会計

款 項 目	予 算 現 額					計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 繰 越 線	及 業 費 事 越 び 費 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	
02 選 挙 費	102,000	0	0	0	0	102,000
01 選 挙 管 理 委 員 会 費	102,000	0	0	0	0	102,000

(単位：円)

	節		支出済額	翌年度繰越額 継続費通次繰越 繰越明許費 繰越し	不用額	備考
	区分	金額				
						地方自治情報センター会費負担金 45,000 全国後期高齢者医療広域連合 協議会分担金 60,000 償還金 15,469,000 特別会計事務費繰出金 811,824,482 002 職員派遣関係経費 52,047,936 職員駐車場借上料 601,700 派遣職員人件費等負担金 51,446,236 003 後期高齢者医療制度事業費 15,106,718 ジェネリック医薬品差額通知 郵送料 4,960,124 広報チラシ等作成業務委託料 502,131 ジェネリック医薬品差額通知業務 委託料 9,644,463 004 臨時特例基金事業費 1,693,418,361 広報チラシ等作成業務委託料 1,884,876 後期高齢者医療制度特別対策 補助金 1,982,000 臨時特例基金積立金(利子分) 29,200 臨時特例基金積立金 1,689,522,285 005 特別調整交付金事業費 29,999,493 医療懇談会委員謝礼 72,520 食糧費 1,339 臓器提供意思表示関連委託料 594,000 広報チラシ等作成業務委託料 698,361 会場借上料 11,520 新潟県保険者協議会負担金 14,753 後期高齢者医療制度特別対策 補助金 28,607,000
			33,100	0	68,900	
			33,100	0	68,900	001 選挙管理委員会費 33,100
01 報酬	87,000	29,000		0	58,000	委員報酬 29,000 費用弁償 4,100
09 旅費	15,000	4,100		0	10,900	

一般会計

款 項 目	予 算 現 額					計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 繰 越 繰 越	及 び 業 務 費 事 越 費 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	
03 監 査 委 員 費	151,000	0	0	0	0	151,000
01 監 査 委 員 費	151,000	0	0	0	0	151,000
03 予 備 費	100,000	0	0	0	0	100,000
01 予 備 費	100,000	0	0	0	0	100,000
01 予 備 費	100,000	0	0	0	0	100,000
歳 出 合 計	2,714,806,000	15,469,000	0	0	0	2,730,275,000

(単位：円)

節	支出済額	翌年度繰越額		不用額	備考
		繰越明許費	繰越し		
区分	金額	繰越	繰越		
		142,420	0	8,580	
		142,420	0	8,580	001 監査委員費 142,420
01 報酬	96,000	96,000	0	0	委員報酬 96,000
09 旅費	50,000	46,420	0	3,580	費用弁償 46,420
14 使用料及び賃借料	5,000	0	0	5,000	
		0	0	100,000	
		0	0	100,000	
		0	0	100,000	
		2,639,860,325	0	90,414,675	
			0		
			0		
			0		

実質収支に関する調書

一般会計

(単位：千円)

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	2,754,253	
2 歳 出 総 額	2,639,860	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	114,393	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支 額	114,393	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	

平成26年度

後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額
1 市 町 村 支 出 金		40,554,488,000
	1 市 町 村 負 担 金	40,554,488,000
2 国 庫 支 出 金		83,791,457,000
	1 国 庫 負 担 金	60,437,736,000
	2 国 庫 補 助 金	23,353,721,000
3 県 支 出 金		20,927,643,000
	1 県 負 担 金	20,627,643,000
	2 県 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	300,000,000
4 支 払 基 金 交 付 金		102,381,130,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	102,381,130,000
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		53,564,000
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	53,564,000
6 財 産 収 入		3,500,000
	1 財 産 運 用 収 入	3,500,000
7 繰 入 金		4,011,875,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	835,041,000
	2 基 金 繰 入 金	3,176,834,000
8 繰 越 金		4,426,112,000
	1 繰 越 金	4,426,112,000
9 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金		1,000
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金	1,000
10 諸 収 入		296,851,000
	1 預 金 利 子	1,000,000
	2 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2,000
	3 雑 入	295,849,000
歳 入 合 計		256,446,621,000

(単位：円)

	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	39,917,272,365	39,917,272,365	0	0	△637,215,635
	39,917,272,365	39,917,272,365	0	0	△637,215,635
	88,718,839,848	88,718,839,848	0	0	4,927,382,848
	63,915,215,911	63,915,215,911	0	0	3,477,479,911
	24,803,623,937	24,803,623,937	0	0	1,449,902,937
	20,196,827,077	20,196,827,077	0	0	△730,815,923
	20,196,827,077	20,196,827,077	0	0	△430,815,923
	0	0	0	0	△300,000,000
	101,416,519,000	101,416,519,000	0	0	△964,611,000
	101,416,519,000	101,416,519,000	0	0	△964,611,000
	34,353,176	34,353,176	0	0	△19,210,824
	34,353,176	34,353,176	0	0	△19,210,824
	80,000	80,000	0	0	△3,420,000
	80,000	80,000	0	0	△3,420,000
	2,612,667,047	2,612,667,047	0	0	△1,399,207,953
	811,824,482	811,824,482	0	0	△23,216,518
	1,800,842,565	1,800,842,565	0	0	△1,375,991,435
	4,426,112,823	4,426,112,823	0	0	823
	4,426,112,823	4,426,112,823	0	0	823
	0	0	0	0	△1,000
	0	0	0	0	△1,000
	470,125,582	466,992,047	0	3,133,535	170,141,047
	1,873,485	1,873,485	0	0	873,485
	2,032,700	2,032,700	0	0	2,030,700
	466,219,397	463,085,862	0	3,133,535	167,236,862
	257,792,796,918	257,789,663,383	0	3,133,535	1,343,042,383

歳出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		1,640,612,000
	1 総 務 管 理 費	1,640,612,000
2 保 険 給 付 費		250,492,606,000
	1 療 養 諸 費	241,337,683,000
	2 高 額 療 養 諸 費	8,068,823,000
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,086,100,000
3 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		100,962,000
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	100,962,000
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金		53,814,000
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	53,814,000
5 保 健 事 業 費		426,598,000
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	426,598,000
6 諸 支 出 金		3,711,530,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,711,528,000
	2 延 滞 金	2,000
7 公 債 費		20,000,000
	1 公 債 費	20,000,000
8 予 備 費		499,000
	1 予 備 費	499,000
歳 出 合 計		256,446,621,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1,614,296,579	0	26,315,421	26,315,421
1,614,296,579	0	26,315,421	26,315,421
244,673,744,221	0	5,818,861,779	5,818,861,779
235,519,672,566	0	5,818,010,434	5,818,010,434
8,068,821,655	0	1,345	1,345
1,085,250,000	0	850,000	850,000
100,934,513	0	27,487	27,487
100,934,513	0	27,487	27,487
38,507,636	0	15,306,364	15,306,364
38,507,636	0	15,306,364	15,306,364
367,276,466	0	59,321,534	59,321,534
367,276,466	0	59,321,534	59,321,534
3,702,490,969	0	9,039,031	9,039,031
3,702,489,869	0	9,038,131	9,038,131
1,100	0	900	900
0	0	20,000,000	20,000,000
0	0	20,000,000	20,000,000
0	0	499,000	499,000
0	0	499,000	499,000
250,497,250,384	0	5,949,370,616	5,949,370,616

差引残額

7,292,412,999円

平成27年8月31日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長

篠 田 昭

平成26年度歳入歳出決算事項別明細書

歳入

款	予 算 現 額				
	項	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 充 当 財 源 繰 越 額	計
1	市 町 村 支 出 金	40,505,278,000	49,210,000	0	40,554,488,000
	1 市 町 村 負 担 金	40,505,278,000	49,210,000	0	40,554,488,000
	1 保 険 料 等 負 担 金	20,600,230,000	0	0	20,600,230,000
	2 療 養 給 付 費 負 担 金	19,905,048,000	49,210,000	0	19,954,258,000
2	国 庫 支 出 金	83,791,457,000	0	0	83,791,457,000
	1 国 庫 負 担 金	60,437,736,000	0	0	60,437,736,000
	1 療 養 給 付 費 負 担 金	59,715,141,000	0	0	59,715,141,000
	2 高 額 医 療 費 負 担 金	722,595,000	0	0	722,595,000
	2 国 庫 補 助 金	23,353,721,000	0	0	23,353,721,000
	1 調 整 交 付 金	23,208,499,000	0	0	23,208,499,000
	2 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 事 業 費 補 助 金	145,222,000	0	0	145,222,000

(単位：円)

節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
区分	金額					
		39,917,272,365	39,917,272,365	0	0	
		39,917,272,365	39,917,272,365	0	0	
		20,110,145,881	20,110,145,881	0	0	
1 保険料等負担金	20,600,230,000	20,110,145,881	20,110,145,881	0	0	保険料等負担金 19,969,045,589 保険料等負担金(滞納繰越分) 36,717,522 保険料等負担金(前年度分) 104,382,770
		19,807,126,484	19,807,126,484	0	0	
1 現年度分	19,905,048,000	19,757,916,000	19,757,916,000	0	0	療養給付費負担金 現年度分 19,757,916,000
2 過年度分	49,210,000	49,210,484	49,210,484	0	0	療養給付費負担金 過年度分 49,210,484
		88,718,839,848	88,718,839,848	0	0	
		63,915,215,911	63,915,215,911	0	0	
		63,182,122,269	63,182,122,269	0	0	
1 現年度分	59,715,141,000	63,182,122,269	63,182,122,269	0	0	療養給付費負担金 現年度分 63,182,122,269
		733,093,642	733,093,642	0	0	
1 高額医療費負担金	722,595,000	733,093,642	733,093,642	0	0	高額医療費負担金 733,093,642
		24,803,623,937	24,803,623,937	0	0	
		24,740,848,000	24,740,848,000	0	0	
1 調整交付金	23,208,499,000	24,740,848,000	24,740,848,000	0	0	普通調整交付金 24,681,428,000 特別調整交付金 59,420,000
		61,772,937	61,772,937	0	0	
1 後期高齢者医療制度事業費補助金	145,222,000	61,772,937	61,772,937	0	0	後期高齢者医療制度事業費補助金(健康診査事業分) 49,055,000 後期高齢者医療制度事業費補助金(特別高額医療費共同事業分) 12,717,937

後期高齢者医療特別会計

款 項 目	予 算 現 額			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 財 源 充 当 額	計
3 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	0	0	0	0
3 県 支 出 金	20,927,643,000	0	0	20,927,643,000
1 県 負 担 金	20,627,643,000	0	0	20,627,643,000
1 療養給付費負担金	19,905,048,000	0	0	19,905,048,000
2 高額医療費負担金	722,595,000	0	0	722,595,000
2 県財政安定化基金支出金	300,000,000	0	0	300,000,000
1 県財政安定化基金交付金	300,000,000	0	0	300,000,000
4 支 払 基 金 交 付 金	102,381,130,000	0	0	102,381,130,000
1 支 払 基 金 交 付 金	102,381,130,000	0	0	102,381,130,000
1 後期高齢者交付金	102,381,130,000	0	0	102,381,130,000
5 特別高額医療費共同事業交付金	53,564,000	0	0	53,564,000
1 特別高額医療費共同事業交付金	53,564,000	0	0	53,564,000
1 特別高額医療費共同事業交付金	53,564,000	0	0	53,564,000

(単位：円)

節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
区分	金額					
		1,003,000	1,003,000	0	0	
1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	0	1,003,000	1,003,000	0	0	後期高齢者医療災害臨時特例補助金 1,003,000
		20,196,827,077	20,196,827,077	0	0	
		20,196,827,077	20,196,827,077	0	0	
		19,470,604,293	19,470,604,293	0	0	
1 現年度分	19,905,048,000	19,470,604,293	19,470,604,293	0	0	療養給付費負担金 現年度分 19,470,604,293
		726,222,784	726,222,784	0	0	
1 高額医療費負担金	722,595,000	726,222,784	726,222,784	0	0	高額医療費負担金 726,222,784
		0	0	0	0	
		0	0	0	0	
1 県財政安定化基金交付金	300,000,000	0	0	0	0	
		101,416,519,000	101,416,519,000	0	0	
		101,416,519,000	101,416,519,000	0	0	
		101,416,519,000	101,416,519,000	0	0	
1 現年度分	102,381,130,000	101,416,519,000	101,416,519,000	0	0	後期高齢者交付金 現年度分 101,416,519,000
		34,353,176	34,353,176	0	0	
		34,353,176	34,353,176	0	0	
		34,353,176	34,353,176	0	0	
1 特別高額医療費共同事業交付金	53,564,000	34,353,176	34,353,176	0	0	特別高額医療費共同事業交付金 34,353,176

後期高齢者医療特別会計

款 項 目	予 算 現 額				計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 財 源 充 当 額		
			繰 越 財 源	繰 越 額	
6 財 産 収 入	3,500,000	0	0	0	3,500,000
1 財 産 運 用 収 入	3,500,000	0	0	0	3,500,000
1 利 子 及 び 配 当 金	3,500,000	0	0	0	3,500,000
7 繰 入 金	4,011,875,000	0	0	0	4,011,875,000
1 一 般 会 計 繰 入 金	835,041,000	0	0	0	835,041,000
1 一 般 会 計 繰 入 金	835,041,000	0	0	0	835,041,000
2 基 金 繰 入 金	3,176,834,000	0	0	0	3,176,834,000
1 基 金 繰 入 金	3,176,834,000	0	0	0	3,176,834,000
8 繰 越 金	1,000	4,426,111,000	0	0	4,426,112,000
1 繰 越 金	1,000	4,426,111,000	0	0	4,426,112,000
1 繰 越 金	1,000	4,426,111,000	0	0	4,426,112,000
9 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金	1,000	0	0	0	1,000
1 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金	1,000	0	0	0	1,000
1 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金	1,000	0	0	0	1,000
10 諸 収 入	296,851,000	0	0	0	296,851,000
1 預 金 利 子	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1 預 金 利 子	1,000,000	0	0	0	1,000,000

(単位：円)

	節		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
	区分	金額					
			80,000	80,000	0	0	
			80,000	80,000	0	0	
			80,000	80,000	0	0	
	1 利子及び配当金	3,500,000	80,000	80,000	0	0	医療財政調整基金運用利子収入 80,000
			2,612,667,047	2,612,667,047	0	0	
			811,824,482	811,824,482	0	0	
			811,824,482	811,824,482	0	0	
	1 事務費繰入金	835,041,000	811,824,482	811,824,482	0	0	事務費繰入金 811,824,482
			1,800,842,565	1,800,842,565	0	0	
			1,800,842,565	1,800,842,565	0	0	
	1 臨時特例基金繰入金	1,828,686,000	1,800,842,565	1,800,842,565	0	0	臨時特例基金繰入金 1,800,842,565
	2 医療財政調整基金繰入金	1,348,148,000	0	0	0	0	
			4,426,112,823	4,426,112,823	0	0	
			4,426,112,823	4,426,112,823	0	0	
			4,426,112,823	4,426,112,823	0	0	
	1 繰越金	4,426,112,000	4,426,112,823	4,426,112,823	0	0	前年度繰越金 4,426,112,823
			0	0	0	0	
			0	0	0	0	
			0	0	0	0	
	1 県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	0	0	
			470,125,582	466,992,047	0	3,133,535	
			1,873,485	1,873,485	0	0	
			1,873,485	1,873,485	0	0	
	1 預金利子	1,000,000	1,873,485	1,873,485	0	0	預金利子 1,873,485

後期高齢者医療特別会計

款 項 目	予 算 現 額				計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 財 源 充 当 額	繰 越 額	
2 延滞金、加算金及び過料	2,000	0	0	0	2,000
1 延滞金	1,000	0	0	0	1,000
2 過料	1,000	0	0	0	1,000
3 雑入	295,849,000	0	0	0	295,849,000
1 第三者納付金	282,469,000	0	0	0	282,469,000
2 返納金	1,000	0	0	0	1,000
3 雑入	13,379,000	0	0	0	13,379,000
歳入合計	251,971,300,000	4,475,321,000	0	0	256,446,621,000

(単位：円)

節		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
区 分	金 額					
		2,032,700	2,032,700	0	0	
		2,032,700	2,032,700	0	0	
1 延 滞 金	1,000	2,032,700	2,032,700	0	0	延滞金 2,032,700
		0	0	0	0	
1 過 料	1,000	0	0	0	0	
		466,219,397	463,085,862	0	3,133,535	
		269,300,573	269,300,573	0	0	
1 第 三 者 納 付 金	282,469,000	269,300,573	269,300,573	0	0	第三者納付金 269,300,573
		30,420,074	27,286,539	0	3,133,535	
1 返 納 金	1,000	30,420,074	27,286,539	0	3,133,535	返納金 12,993,991 返納金（負担割合差額分） 14,292,548
		166,498,750	166,498,750	0	0	
1 雑 入	13,379,000	166,498,750	166,498,750	0	0	電算システム回線共有負担金 13,197,685 雑入 28,100 剰余金返還金 153,272,965
		257,792,796,918	257,789,663,383	0	3,133,535	

後期高齢者医療特別会計

歳出

款	予 算 現 額					計
	項	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 費 額 繰 越 事 業	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	
01	総 務 費	851,421,000	789,191,000	0	0	1,640,612,000
01	総 務 管 理 費	851,421,000	789,191,000	0	0	1,640,612,000
01	一 般 管 理 費	851,421,000	789,191,000	0	0	1,640,612,000

(単位：円)

節		支出済額	翌年度繰越額	不用額	備考
区分	金額		継続費 繰越 事故		
		1,614,296,579	0	26,315,421	
		1,614,296,579	0	26,315,421	
		1,614,296,579	0	26,315,421	001 業務一般管理事務費 114,361,706
09 旅費	628,000	453,920	0	174,080	普通旅費 453,920 消耗品費 220,238 派遣職員人件費等負担金
11 需用費	6,763,000	5,332,060	0	1,430,940	113,687,548
12 役務費	57,434,000	53,604,715	0	3,829,285	002 医療給付経費 445,854,043
13 委託料	502,178,000	492,704,966	0	9,473,034	印刷製本費 4,189,763 通信運搬費 30,320,605 被保険者証等作成封入封緘業務委託料 16,802,048 レセプト2次点検業務委託料 97,128,094
14 使用料及び賃借料	155,496,000	150,846,475	0	4,649,525	過誤処理業務委託料 12,800,000 審査支払システム手数料 32,322,141 審査支払共同電算手数料 200,758,680
19 負担金、補助及び交付金	125,422,000	122,080,031	0	3,341,969	減額認定証作成業務委託料 3,379,320 給付関係現金支給処理業務委託料 33,425,000 人材派遣業務委託料 5,081,543 高額介護合算療養費申請書入力業務委託料 1,254,366 第三者行為求償事務受益者負担金 8,392,483
25 積立金	792,691,000	789,274,412	0	3,416,588	003 保険料賦課経費 691,687 消耗品費 13,651 通信運搬費 8,536 被扶養者情報提供料 669,500
					004 電算システム経費 264,114,731 消耗品費 908,408 通信運搬費 23,275,574 システム構築等業務委託料 4,644,000 セキュリティ業務委託料 8,256,534 稼動維持支援等業務委託料 75,595,680 全国町字ファイル保守業務委託料 324,000 一括処理サーバ機器保守委託料 264,060 電算システム賃借料 150,846,475

後期高齢者医療特別会計

款	予 算 現 額					
	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 繰 越 費 事 業 及 び 費 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計
02	保 險 給 付 費	250,492,606,000	0	0	0	250,492,606,000
01	療 養 諸 費	241,388,220,000	0	0	△50,537,000	241,337,683,000
	01 療 養 給 付 費	233,383,812,000	0	0	△55,725,000	233,328,087,000
	02 療 養 費	1,957,702,000	0	0	306,000	1,958,008,000
	03 食 事 ・ 生 活 療 養 費	4,897,986,000	0	0	0	4,897,986,000
	04 訪 問 看 護 療 養 費	490,048,000	0	0	4,882,000	494,930,000
	05 特 別 療 養 費	1,000	0	0	0	1,000
	06 移 送 費	600,000	0	0	0	600,000
	07 審 査 支 払 手 数 料	658,071,000	0	0	0	658,071,000

(単位：円)

節	支出済額	翌年度繰越額		不 用 額	備 考
		繰越明許費	繰越し		
区 分	金 額				
					005 医療財政調整基金経費 789,274,412 医療財政調整基金積立金 789,194,412 医療財政調整基金積立金 (利子分) 80,000
		244,673,744,221	0	5,818,861,779	
		235,519,672,566	0	5,818,010,434	
		227,801,731,093	0	5,526,355,907	001 療養給付費 227,801,731,093 療養給付費 227,801,731,093
19 負担金、補助及び交付金	233,328,087,000	227,801,731,093	0	5,526,355,907	
		1,955,525,281	0	2,482,719	001 療養費 1,955,525,281 療養費 1,955,525,281
19 負担金、補助及び交付金	1,958,008,000	1,955,525,281	0	2,482,719	
		4,614,534,991	0	283,451,009	001 食事・生活療養費 4,614,534,991 食事・生活療養費 4,614,534,991
19 負担金、補助及び交付金	4,897,986,000	4,614,534,991	0	283,451,009	
		494,929,916	0	84	001 訪問看護療養費 494,929,916 訪問看護療養費 494,929,916
19 負担金、補助及び交付金	494,930,000	494,929,916	0	84	
		0	0	1,000	
19 負担金、補助及び交付金	1,000	0	0	1,000	
		479,270	0	120,730	001 移送費 479,270 移送費 479,270
19 負担金、補助及び交付金	600,000	479,270	0	120,730	
		652,472,015	0	5,598,985	001 審査支払手数料 652,472,015 審査支払委託料 652,472,015
13 委託料	658,071,000	652,472,015	0	5,598,985	

後期高齢者医療特別会計

款 項 目	予 算 現 額					計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 繰 越 費 事 業 費 及 び 費 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減		
02 高 額 療 養 諸 費	8,024,836,000	0	0	43,987,000	8,068,823,000	
01 高 額 療 養 費	7,858,170,000	0	0	25,942,000	7,884,112,000	
02 高 額 介 護 合 算 療 養 費	166,666,000	0	0	18,045,000	184,711,000	
03 そ の 他 医 療 給 付 費	1,079,550,000	0	0	6,550,000	1,086,100,000	
01 葬 祭 費	1,079,550,000	0	0	6,550,000	1,086,100,000	
03 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	100,962,000	0	0	0	100,962,000	
01 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	100,962,000	0	0	0	100,962,000	
01 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	100,962,000	0	0	0	100,962,000	
04 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	53,814,000	0	0	0	53,814,000	
01 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	53,814,000	0	0	0	53,814,000	
01 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	53,564,000	0	0	0	53,564,000	
02 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 事 務 費 拠 出 金	250,000	0	0	0	250,000	
05 保 健 事 業 費	426,598,000	0	0	0	426,598,000	
01 健 康 保 持 増 進 事 業 費	426,598,000	0	0	0	426,598,000	

(単位：円)

区分	金額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	備考
			継続費 繰越明許費 繰越し		
		8,068,821,655	0	1,345	
		7,884,111,411	0	589	001 高額療養費 7,884,111,411 高額療養費 7,884,111,411
19 負担金、補助及び交付金	7,884,112,000	7,884,111,411	0	589	
		184,710,244	0	756	001 高額介護合算療養費 184,710,244 高額介護合算療養費 184,710,244
19 負担金、補助及び交付金	184,711,000	184,710,244	0	756	
		1,085,250,000	0	850,000	
		1,085,250,000	0	850,000	001 葬祭費 1,085,250,000 葬祭費 1,085,250,000
19 負担金、補助及び交付金	1,086,100,000	1,085,250,000	0	850,000	
		100,934,513	0	27,487	
		100,934,513	0	27,487	
		100,934,513	0	27,487	001 県財政安定化基金拠出金 100,934,513 財政安定化基金拠出金 100,934,513
19 負担金、補助及び交付金	100,962,000	100,934,513	0	27,487	
		38,507,636	0	15,306,364	
		38,507,636	0	15,306,364	
		38,308,590	0	15,255,410	001 特別高額医療費共同事業拠出金 38,308,590 特別高額医療費共同事業拠出金 38,308,590
19 負担金、補助及び交付金	53,564,000	38,308,590	0	15,255,410	
		199,046	0	50,954	001 特別高額医療費共同事業事務費 199,046 特別高額医療費共同事業事務費 199,046
19 負担金、補助及び交付金	250,000	199,046	0	50,954	
		367,276,466	0	59,321,534	
		367,276,466	0	59,321,534	

後期高齢者医療特別会計

款	予 算 現 額					計
	項 目	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 繰 越 費 事 業 及 び 費 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	
	01 健 康 診 査 費	426,598,000	0	0	0	426,598,000
06	諸 支 出 金	25,399,000	3,686,130,000	0	1,000	3,711,530,000
	01 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	25,398,000	3,686,130,000	0	0	3,711,528,000
	01 保 険 料 還 付 金	25,000,000	0	0	0	25,000,000
	02 償 還 金	1,000	3,684,701,000	0	0	3,684,702,000
	03 還 付 加 算 金	397,000	1,429,000	0	0	1,826,000
02	延 滞 金	1,000	0	0	1,000	2,000
	01 延 滞 金	1,000	0	0	1,000	2,000
07	公 債 費	20,000,000	0	0	0	20,000,000
	01 公 債 費	20,000,000	0	0	0	20,000,000
	01 利 子	20,000,000	0	0	0	20,000,000
08	予 備 費	500,000	0	0	△1,000	499,000
	01 予 備 費	500,000	0	0	△1,000	499,000
	01 予 備 費	500,000	0	0	△1,000	499,000
	歳 出 合 計	251,971,300,000	4,475,321,000	0	0	256,446,621,000

(単位：円)

区 分	節 金 額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	備 考
			継続費 繰越明許費 繰越し		
		367,276,466	0	59,321,534	001 健康診査事業費 367,276,466
13 委託料	426,598,000	367,276,466	0	59,321,534	健康診査業務委託料 362,851,934 歯科健診業務委託料 104,532 医療費分析業務委託料 4,320,000
		3,702,490,969	0	9,039,031	
		3,702,489,869	0	9,038,131	
		20,209,200	0	4,790,800	001 保険料還付金 20,209,200
23 償還金利子及び割引料	25,000,000	20,209,200	0	4,790,800	保険料還付金 20,209,200
		3,681,032,069	0	3,669,931	001 償還金 3,681,032,069
23 償還金利子及び割引料	3,684,702,000	3,681,032,069	0	3,669,931	国庫負担金返還金 745,674,557 国庫補助金返還金 34,000 県負担金返還金 180,085,929 市町村負担金返還金 843,004,608 支払基金返還金 1,909,092,812 特別調整交付金返還金 734,000 一部負担等差額補てん金 2,406,163
		1,248,600	0	577,400	001 還付加算金 1,248,600
23 償還金利子及び割引料	1,826,000	1,248,600	0	577,400	還付加算金 1,248,600
		1,100	0	900	
		1,100	0	900	001 延滞金 1,100
23 償還金利子及び割引料	2,000	1,100	0	900	延滞金 1,100
		0	0	20,000,000	
		0	0	20,000,000	
		0	0	20,000,000	
23 償還金利子及び割引料	20,000,000	0	0	20,000,000	
		0	0	499,000	
		0	0	499,000	
		0	0	499,000	06.02.01 延滞金へ充用 △1,000
		250,497,250,384	継 明 事 0 0 0	5,949,370,616	

実質収支に関する調書

後期高齢者医療特別会計

(単位：千円)

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	257,789,663	
2 歳 出 総 額	250,497,250	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	7,292,413	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支 額	7,292,413	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	

財産に関する調書

1 公有財産

- (1) 土地及び建物・・・・・・・・・・該当財産無し
- (2) 山林・・・・・・・・・・該当財産無し
- (3) 動産・・・・・・・・・・該当財産無し
- (4) 物権・・・・・・・・・・該当財産無し
- (5) 無体財産権・・・・・・・・・・該当財産無し
- (6) 有価証券・・・・・・・・・・該当財産無し
- (7) 出資による権利・・・・・・・・・・該当財産無し
- (8) 不動産の信託の受益権・・該当財産無し

2 物品

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
サーバ機 (電算処理システム用 一括処理専用サーバ 機)	1台	0台 〔 増 0 〕 〔 減 0 〕	1台

3 債権・・・・・・・・・・該当財産無し

4 基金

○ 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現金	426,844千円	△115,486千円 〔 増 1,689,551 〕 〔 減 1,805,037 〕	311,358千円

○ 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現金	4,181,672千円	789,274千円 〔 増 789,274 〕 〔 減 0 〕	4,970,947千円

(区分の金額は、千円未満を四捨五入したものであるため、区分の計は一致しない場合がある。)

平成26年度

主要な施策の成果報告書

新潟県後期高齢者医療広域連合

(注)

- ・表中小数点第1位の数値は、小数点第2位の数値を四捨五入して算出したものである。
- ・端数処理の関係で、比率の合計と内訳が一致しない場合がある。
- ・「決算の総括及び対前年度比較」の数値は、百円単位の数値を四捨五入して算出したものであるが、歳入総額と歳出総額の差が歳入歳出差引額の四捨五入と一致するように歳入総額又は歳出総額を調整している場合がある。

一般会計 決算概要

歳入決算額 2,754,253,644 円に対して、歳出決算額 2,639,860,325 円であり、歳入歳出差引残額が 114,393,319 円となり、翌年度に繰り越すべき財源がなく、実質収支も同額となりました。

なお、実質収支は、平成 27 年度で支払うことになる国庫補助金や市町村負担金の精算額です。

平成 26 年度一般会計決算の総括及び対前年度比較

(単位：千円・%)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増減額	増減率
歳入総額	2,754,253	1,188,183	1,566,070	131.8
歳出総額	2,639,860	1,103,942	1,535,918	139.1
歳入歳出差引額	114,393	84,241	30,152	35.8
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	—
実質収支額	114,393	84,241	30,152	35.8

第1 歳入（決算書9～12頁）

1 主な歳入

歳入の主なものは、後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費の市町村負担金である分担金及び負担金が856,270,000円、低所得者等の保険料軽減措置に係る財源補てんである高齢者医療円滑運営臨時特例交付金等を含む国庫支出金が1,731,946,285円となっています。

（単位：円・％）

区分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入率 (C/A)	構成比
1 分担金及び負担金	856,270,000	856,270,000	856,270,000	100.0	31.1
2 国庫支出金	1,780,873,000	1,731,946,285	1,731,946,285	97.5	62.9
3 財産収入	700,000	29,200	29,200	4.2	0.0
4 繰入金	7,710,000	4,194,811	4,194,811	54.4	0.2
5 繰越金	84,240,000	82,240,892	82,240,892	97.6	3.0
6 諸収入	482,000	77,572,456	77,572,456	16,093.9	2.8
歳入合計	2,730,275,000	2,754,253,644	2,754,253,644	100.9	100.0

2 主な歳入の概要

(1) 市町村負担金（分担金及び負担金）

後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費として 856,270,000 円を収入しました。

※巻末資料（22 頁）「1. 市町村別負担金（共通経費）の決算額」を参照

(2) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金（国庫支出金）

（単位：円）

区 分	対象事業費等	収入済額
平成 26 年度分 低所得者軽減措置分	低所得者保険料軽減分 (均等割の 9 割、8.5 割軽減) (所得割の 5 割軽減) 対象者 約 111,000 人	1,136,230,618
平成 26 年度分 被扶養者軽減措置分	被扶養者保険料軽減分 (均等割の 9 割軽減) 対象者 約 55,000 人	553,291,667
合 計		1,689,522,285

(3) 特別調整交付金（国庫支出金）

（単位：円）

区 分	対象事業費等	収入済額
長寿・健康増進事業の実施	高齢者の健康づくりのために取り組む事業に要する経費	32,825,000
臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更に関する広報の実施等	臓器提供意思表示欄記載内容保護シールの作成経費	594,000
適正受診に関する普及啓発	ガイドブック等広報物作成費	698,000
医療保険者等の「意見を聞く場」の設置等	医療懇談会開催経費、新潟県保険者協議会分担金	85,000
合 計		34,202,000

(4) 後期高齢者医療制度事業費補助金（国庫支出金）

（単位：円）

区 分	対象事業費等	補助率	収入済額
後発医薬品の使用促進 等のための普及・啓発	ガイドブック等広報物作成 費、後発医薬品希望カード 作成費 2,640,160	1 / 2	8,222,000
	後発医薬品差額通知事業経 費 13,805,800		
合 計			8,222,000

(5) 臨時特例基金繰入金（繰入金）

臨時特例基金から特別対策等に関する広報事業等に充当する額 4,194,811 円
を取り崩して、歳入予算の臨時特例基金繰入金で受け入れました。

(6) 国民健康保険団体連合会からの返還金（諸収入（剰余金返還金））

国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務等に係る実費弁償としての返
還金 230,165,891 円のうち、76,892,926 円を一般会計で受け入れました。

なお、残額の 153,272,965 円は特別会計で受け入れました。

第2 歳出（決算書 13～18 頁）

1 主な歳出

歳出の主なものは、事務室借上料や特別会計への繰出金等の一般管理事務費 848,114,390 円や臨時特例基金への積立金などの臨時特例基金事業 1,693,418,361 円等を含む総務費 2,638,862,418 円となっています。

（単位：円・％）

区分	予算額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (C)	執行率 (B/A)	構成比
1 議会費	1,289,000	997,907	291,093	77.4	0.0
2 総務費	2,728,886,000	2,638,862,418	90,023,582	96.7	100.0
1 総務管理費	2,728,633,000	2,638,686,898	89,946,102	96.7	100.0
1 一般管理事務費	874,306,000	848,114,390	26,191,610	97.0	32.1
2 職員派遣関係経費	55,774,000	52,047,936	3,726,064	93.3	2.0
3 後期高齢者医療制度事業費	17,375,000	15,106,718	2,268,282	86.9	0.6
4 臨時特例基金事業	1,699,616,000	1,693,418,361	6,197,639	99.6	64.1
5 特別調整交付金事業	81,562,000	29,999,493	51,562,507	36.8	1.1
2 選挙費	102,000	33,100	68,900	32.5	0.0
3 監査委員費	151,000	142,420	8,580	94.3	0.0
3 予備費	100,000	0	100,000	0.0	0.0
歳出合計	2,730,275,000	2,639,860,325	90,414,675	96.7	100.0

2 主な歳出の概要【2款（総務費）1項（総務管理費）】

（単位：円）

事業の概要及び施策の成果		財源内訳	
		特定財源	一般財源
001 一般管理事務費	848,114,390	諸収入	847,867,206
○ 事務局運営維持費 （事務室・事務機器借上料等）	36,289,908	247,184	
○ 特別会計事務費繰出金 （医療給付等に係る事務費の特別会計への繰出し）	811,824,482		
002 職員派遣関係経費	52,047,936	諸収入	51,707,596
○ 派遣職員人件費等負担金 （局長、次長及び総務課職員計7名分）	51,446,236	340,340	
○ その他	601,700		
003 後期高齢者医療制度事業費	15,106,718	国庫支出金	6,884,718
○ 後発医薬品差額通知委託料（送料含む）	14,604,587	8,222,000	
○ 広報経費（委託料） ※（別紙）広報実績参照	502,131		
004 臨時特例基金事業費	1,693,418,361	国庫支出金	
○ 広報経費（委託料） ※（別紙）広報実績参照	1,884,876	1,689,522,285	
○ 後期高齢者医療特別対策補助金 （市町村への補助金）	1,982,000	29,200	
○ 臨時特例基金積立金（利子分）	29,200		
○ 臨時特例基金積立金	1,689,522,285		
		財産収入	
		繰入金	
		3,866,876	
005 特別調整交付金事業	29,999,493	国庫支出金	15,493
○ 医療懇談会（委員謝礼等） 平成26年10月28日開催	85,379	29,984,000	
○ 臓器提供意思表示関連委託料	594,000		
○ 広報経費（委託料） ※（別紙）広報実績参照	698,361		
○ 新潟県保険者協議会負担金	14,753		
○ 後期高齢者医療特別対策補助金 （市町村への補助金）	28,607,000		
○ 長寿・健康増進事業	28,607,000		
合 計			2,638,686,898

【別紙】平成26年度の広報実績

広報内容	時期及び規模
ホームページ	H26.4月～H27.3月 東日本大震災関連情報やガイドブック等の内容を掲載するなど、最新情報を提供するため適宜更新を行った。
市町村広報誌	H26.5月～H26.3月（合計11回） 市町村へ掲載用の情報を提供した。
被保険者証発送用封筒の裏面に広報を掲載	H26.7月： 被保険者証更新時の発送用封筒裏面に医療機関の適正受診及び健康診査に関するお願いの広報を掲載した。（35.8万枚）
H26年度版 小冊子 変型判 24頁	H26.7月： 被保険者証更新時に封入するとともに市区町村窓口へ設置した。（40.8万部）
ジェネリック医薬品 希望カード	H26.7月： 市区町村窓口へ設置した。（4.0万枚）
臓器提供意思表示欄 記載内容保護シール	H26.7月： 市区町村窓口へ設置した。（1.0万枚）
H27年度版 ガイドブック A4判カラー 24頁	H27.3月： 県内医療機関、関係団体、市町村へ配布した。（5万部）
H27年度版 小冊子 変型判 24頁	H27.3月： 県内医療機関、関係団体、市町村へ配布した。（5.5万部）

後期高齢者医療特別会計 決算概要

歳入決算額が 257,789,663,383 円に対して、歳出決算額は 250,497,250,384 円であり、歳入歳出差引残額が 7,292,412,999 円となり、翌年度に繰り越すべき財源が無く、実質収支も同額となりました。

なお、実質収支には、平成 27 年度で支払うことになる国県負担金等の精算額が約 68 億円含まれています。

平成 26 年度特別会計決算の総括及び対前年度比較

(単位：千円・%)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増減額	増減率
歳入総額	257,789,663	252,889,003	4,900,660	1.9
歳出総額	250,497,250	248,462,890	2,034,360	0.8
歳入歳出差引額	7,292,413	4,426,113	2,866,300	64.8
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	—
実質収支額	7,292,413	4,426,113	2,866,300	64.8

第1 保険業務費及び事務的経費別決算状況

(単位:円)

歳 入		歳 出	
市町村支出金	39,917,272,365	保険給付費	244,673,744,221
国庫支出金	88,718,839,848		
県支出金	20,196,827,077		
支払基金交付金	101,416,519,000		
基金繰入金	1,800,842,565		
その他	4,125,065,949	保健事業費	367,276,466
		その他	3,841,933,118
小 計(A)	256,175,366,804	小 計(B)	248,882,953,805
一般会計繰入金等	1,614,296,579	総務費	1,614,296,579
小 計(C)	1,614,296,579	小 計(D)	1,614,296,579
合 計(A+C)	257,789,663,383	合 計(B+D)	250,497,250,384

【保険業務費収支】

小計(A)－小計(B)＝差引額 7,292,412,999 円

※差引額には、翌年度精算の国県負担金等の（約 68 億円）の財源を含んでいるため、単純な剰余金とはなりません。（医療給付費の確定後、H27 年度予算にて精算します。）

【事務的経費収支】

小計(C)－小計(D)＝差引額 0 円

※事務的経費に係る翌年度繰越額は生じません。

第2 歳入（決算書 25～32 頁）

1 主な歳入

歳入の主なものは、市町村からの保険料等負担金及び療養給付費の定率負担金である市町村支出金が 39,917,272,365 円、国からの療養給付費負担金及び調整交付金等を含む国庫支出金が 88,718,839,848 円、県からの療養給付費負担金等を含む県支出金が 20,196,827,077 円、療養給付費の現役世代からの支援金である支払基金交付金が 101,416,519,000 円となっています。

（単位：円・％）

区 分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入率 (C/A)	構成比
1 市町村負担金	40,554,488,000	39,917,272,365	39,917,272,365	98.4	15.5
2 国庫支出金	83,791,457,000	88,718,839,848	88,718,839,848	105.9	34.4
3 県支出金	20,927,643,000	20,196,827,077	20,196,827,077	96.5	7.8
4 支払基金交付金	102,381,130,000	101,416,519,000	101,416,519,000	99.1	39.3
5 特別高額医療費 共同事業交付金	53,564,000	34,353,176	34,353,176	64.1	0.0
6 財産収入	3,500,000	80,000	80,000	2.3	0.0
7 繰入金	4,011,875,000	2,612,667,047	2,612,667,047	65.1	1.0
8 繰越金	4,426,112,000	4,426,112,823	4,426,112,823	100.0	1.7
9 県財政安定化基金 借入金	1,000	0	0	0.0	0.0
10 諸収入	296,851,000	470,125,852	466,992,047	157.3	0.2
歳入合計	256,446,621,000	257,792,796,918	257,789,663,383	100.5	100.0

2 主な歳入の概要

(1) 保険料等負担金（市町村支出金）

（単位：円）

区分	現年度分	前年度分	滞納繰越分	合計
保険料等負担金	19,969,045,589	104,382,770	36,717,522	20,110,145,881
うち徴収分	15,103,957,200	104,382,770	36,717,522	15,245,057,492
うち基盤安定分	4,865,088,389			4,865,088,389

※基盤安定分は、低所得者や被用者保険の被扶養者であった人の保険料軽減分を市町村と県が、それぞれ1：3の割合で負担するものです。

(参考)

○ 保険料率及び賦課限度額

区分	料率	備考
均等割	35,300円	【平成27年3月31日現在の状況】 ○一人当たり平均保険料額 40,557円 ○賦課決定被保険者数 375,339人
所得割	7.15%	
賦課限度額	57万円	

※賦課決定被保険者数とは平成26年度中に賦課決定された（死亡、転出等資格喪失者を含む）被保険者数を表わします。

○ 保険料の軽減の状況

（単位：千円、人・%）

区分	均等割					所得割	
	2割	5割	8.5割	9割	被扶養者	計	5割
軽減総額	192,314	558,623	1,881,674	1,798,373	2,212,558	6,643,542	398,858
対象者人数	27,240	31,650	62,712	56,606	69,643	247,851	39,274
同上構成率	7.2	8.4	16.7	15.1	18.6	66.0	10.5

※「同上構成率」＝「対象者人数」/「賦課決定被保険者数375,339人（H27.3.31）」×100

○ 保険料の減免等の状況

①通常の保険料減免等

区分	減免		徴収猶予	
	件数	金額	件数	金額
災害によるもの（火災）	4	33,700	0	0
死亡、入院等による収入減	0	0	0	0
事業又は業務の休廃止等による収入減	1	59,200	0	0
その他連合長が特に必要があると認めた場合	4	130,300	0	0
合計	9	223,200	0	0

② 保険料減免の特例措置（東日本大震災）

区 分	減免被保険者数	減免額
収入の減少に係る減免	0	0
原発事故に伴い、避難した等の被保険者に係る減免	15	547,200
合 計	15	547,200

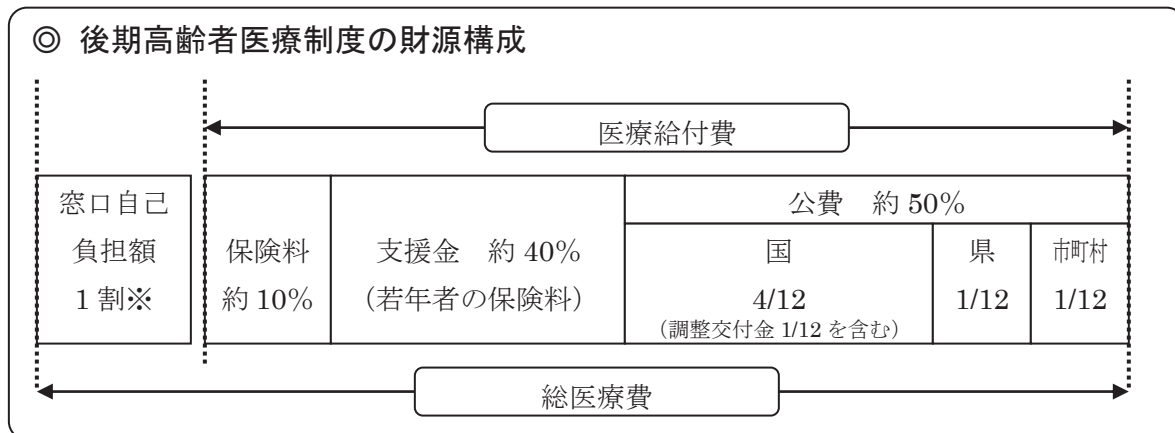
(2) 療養給付費負担金（市町村支出金・国庫支出金・県支出金）

市町村・国・県は、被保険者に係る医療費について一定の割合で負担します。

(単位：円)

区 分	負担割合	収入済額
市町村	各市町村につき、当該年度における被保険者に係る負担対象額の 1/12 に相当する額を負担	19,807,126,484
国	当該年度における負担対象額の 3/12 に相当する額を負担	63,182,122,269
県	当該年度における負担対象額の 1/12 に相当する額を負担	19,470,604,293

(参考)



※窓口負担が3割の場合は、公費負担がなく、支援金による負担が90%となります。

(3) 高額療養費負担金（国庫支出金、県支出金）

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和するため、一定額以上の高額な医療に対して、国と都道府県が負担します。

(単位：円)

区 分	負担割合	収入済額
国	レセプト1件あたり80万円を超過した分につき、保険料と調整交付金で賄うべき部分について（国：都道府県：保険料＝1：1：2）で負担	733,093,642
県		726,222,784

(4) 調整交付金 (国庫支出金)

(単位：円)

区 分	交付金の目的等	収入済額
普通調整交付金	広域連合間の所得格差による財政不均衡を是正することを目的とする交付金	24,681,428,000
特別調整交付金	災害その他特別な事情のある広域連合に交付される交付金 ・東日本大震災に係る経費分 276,000 ・長寿・健康増進事業に係る経費 59,144,000 うち健康診査事業分 55,644,000 うち保健事業実施計画の策定分 3,500,000	59,420,000
合 計		24,740,848,000

※特別調整交付金の長寿・健康増進事業の健康診査事業に係る経費分は、後期高齢者医療事業費補助金における健康診査事業に係る調整分として交付されたものです。

(5) 後期高齢者医療制度事業費補助金 (国庫支出金)

(単位：円)

区 分	対象事業費等	補助率	収入済額
健康診査事業	市町村へ委託した健康診査業務委託料 (歯科健康診査含む) 362,956,466	1 / 3	49,055,000
特別高額医療費共同事業 (17 頁参照)	国保中央会への当該共同事業に係る拠出金額 38,507,636 ○医療費分 38,308,590 ○事務費分 199,046	厚生労働大臣が認めた額	12,717,937
合 計			61,772,937

(6) 特別高額医療費共同事業交付金

交付件数	92 件
交付金額	34,353,176 円

※17 頁参照

(7) 臨時特例基金繰入金 (繰入金)

臨時特例基金から低所得者や被扶養者に係る保険料軽減に充当する額 1,800,842,565 円を取り崩して、歳入予算の臨時特例基金繰入金で受け入れたものです。

(8) 国民健康保険団体連合会からの返還金 (諸収入 (剰余金返還金))

国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務等に係る実費弁償としての返還金 230,165,891 円のうち、153,272,965 円を特別会計で受け入れました。

なお、残額の 76,892,926 円は一般会計で受け入れました。

第3 主な歳出（決算書 33～40 頁）

1 主な歳出

歳出の主なものは、療養給付費やその他の療養諸費などの保険給付費が 244,673,744,221 円、健康診査事業などの保健事業費が 367,276,466 円、国・県などへの精算金などの諸支出金が 3,702,490,969 円となっています。

（単位：円・％）

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (C)	執行率 (B/A)	構成比
1 総務費	1,640,612,000	1,614,296,579	26,315,421	98.4	0.6
2 保険給付費	250,492,606,000	244,673,744,221	5,818,861,779	97.7	97.7
3 県財政安定化 基金拠出金	100,962,000	100,934,513	27,487	100.0	0.0
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	53,814,000	38,507,636	15,306,364	71.6	0.0
5 保健事業費	426,598,000	367,276,466	59,321,534	86.1	0.1
6 諸支出金	3,711,530,000	3,702,490,966	9,039,031	99.8	1.5
7 公債費	20,000,000	0	20,000,000	0.0	0.0
8 予備費	499,000	0	499,000	0.0	0.0
歳出合計	256,446,621,000	250,497,250,384	5,949,370,616	97.7	100.0

2 主な歳出の概要

(1) 保険給付費

ア 療養給付費（平成26年3月～平成27年2月診療分）（単位：件数・円）

区分	支給件数	費用額	保険者負担分	一部負担金
入院	233,100	115,287,668,360	102,945,998,570	6,365,181,170
入院外	5,307,862	75,572,090,673	67,380,571,528	6,367,314,083
歯科	664,770	10,024,030,540	8,924,118,809	1,039,506,694
調剤	3,719,709	54,415,415,900	48,551,042,186	4,955,652,389
合計	9,925,441	255,299,205,473	227,801,731,093	18,727,654,336

※公費負担の有無等により保険者負担分と一部負担金の合計が費用額とならない場合があります。

イ 療養費（平成26年4月～平成27年3月支給分）（単位：件数・円）

区分	支給件数	費用額	保険者負担分	一部負担金
一般診療	233	5,701,214	5,077,491	623,723
補装具	8,449	245,355,521	218,426,487	26,929,034
柔道整復師の施術	104,105	1,138,860,469	1,015,264,778	123,595,691
あんま・マッサージ	21,792	672,143,070	599,862,420	72,280,650
はり・きゅう	6,458	123,825,230	110,020,700	13,804,530
その他	1,147	174,960	6,873,405	△6,698,445
合計	142,184	2,186,060,464	1,955,525,281	230,535,183

ウ 食事・生活療養費（平成26年4月～平成27年3月支給分）（単位：件数・円）

支給件数	費用額	保険者負担分	一部負担金
220,606	6,998,753,986	4,614,534,991	2,188,006,130

※公費負担の有無等により保険者負担分と一部負担金の合計が費用額とならない場合があります。

エ 訪問看護療養費（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月支給分）（単位：件数・円）

支給件数	費用額	保険者負担分	一部負担金
8,640	559,999,840	494,929,916	16,282,969

※公費負担の有無等により保険者負担分と一部負担金の合計が費用額とならない場合があります。

オ 高額療養費（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月支給分）（単位：件数・円）

支給件数	支給額	1 件当たり支給額
499,380	7,884,111,411	約 15,788

カ 高額介護合算療養費（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月支給分）（単位：件数・円）

支給件数	支給額	1 件当たり支給額
18,905	184,710,244	約 9,770

※アからカについては、巻末資料（27 頁）「5. 市町村別療養給付費等の状況」を参照

キ 葬祭費（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月支給分）（単位：件数・円）

支給件数	支給額	1 件当たり支給額
21,705	1,085,250,000	50,000

※巻末資料（28 頁）「6. 市町村別葬祭費の状況」を参照

(2) 県財政安定化基金拠出金

ア 制度の趣旨

財政安定化基金は、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行うために各都道府県に設置されています。財源は、国・県・広域連合（保険料）が 1/3 ずつ負担することとされています。

イ 拠出金額 100,934,513 円

新潟県の条例で定められた拠出率（0.04%）をもとに算出され、県財政安定化基金拠出金として新潟県に拠出しています。

ウ 新潟県財政安定化基金の造成状況（単位：円）

25 年度末 現在高	平成 26 年度中増減高					26 年度末 現在高
	増（積立等）				減 （取崩）	
	国	新潟県	広域連合	利子		
1,693,899,369	100,934,513	100,934,513	100,934,513	620,530	0	1,997,323,438

(3) 特別高額医療費共同事業拠出金

ア 制度の趣旨

特別高額医療費共同事業は、広域連合における著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、発生した高額医療費を共同で負担することによりリスクの分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として、各広域連合からの拠出金をもとにして実施される事業です。

イ 対象事業

共同事業の対象は、国民健康保険中央会又は支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト1件当たり400万円超のレセプトとし、当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金で賄うべき部分から、公費による高額医療費に対する部分を除いた部分について交付されます。

ウ 拠出金額 (単位：円)

区 分	拠出金額
医療費分	38,308,590
事務費分	199,046
合 計	38,507,636

(4) 保健事業 (保健事業費)

ア 健康診査事業委託料

(単位：人・円)

区分	受診者数	国庫補助金 A	保険料 B	委託料 A + B
集団	37,159	50,268,000	122,403,244	172,671,244
個別	37,024	54,431,000	135,749,690	190,180,690
合計	74,183	104,699,000	258,152,934	362,851,934

※市町村への委託による実施

※自己負担なし

イ 健康診査事業の受診状況 (平成26年4月～平成27年3月受付分) (単位：人・%)

被保険者数 A	計画人数 B	受診者 C	受診率	
			C/A	C/B
354,835	78,854	74,183	20.9	94.1

※「被保険者数A」は、平成26年4月1日における被保険者数

※「計画人数B」は、市町村にて把握した受診が見込まれる人数

※「受診者C」には、過年度受診者の請求遅れ分も含む

※巻末資料 (29頁) 「7. 市町村別健康診査の受診状況」を参照

(5) 総務費

(単位：円・%)

事業の概要及び施策の成果		財源内訳	
		特定財源	一般財源
001	業務一般管理費	114,361,706	繰入金
	○ 派遣職員人件費等負担金 (業務課職員 17 名分)	113,687,548	114,361,706
	○ その他	674,158	
002	医療給付経費	445,854,043	繰入金
	○ 被保険者証等作成封入封緘業務委託料	16,802,048	445,854,043
	○ 国保連合会への主な業務委託		
	・ レセプト 2 次点検業務委託料	97,128,094	
	@8.64 円/件+整備費等固定費 10,815,200 円/年		
	・ 過誤処理業務委託料	12,800,000	
	(資格照会に係るレセプト返戻処理及び医療機関への照会確認)		
	1 回目 1,074,000 円/月		
	2 回目以降 1,066,000 円/月		
	・ 審査支払システム手数料	32,322,141	
	(レセプトオンライン請求システム及び審査支払システムの保守管理料)		
	@3.22 円/件		
	・ 審査支払共同電算手数料	200,758,680	
	(審査支払事務に係る各種電算処理システムの処理手数料)		
	@20.00 円/件		
	・ 給付関係現金支給処理業務委託料	33,425,000	
	(高額療養費等の現金払いに伴う事務処理委託料)		
	1 回目 2,790,000 円/月		
	2 回目以降 2,785,000 円/月		
	○ 人材派遣業務委託料	5,081,543	
	(人材派遣会社から事務職 2 名)		
	○ その他	47,536,537	
003	保険料賦課経費	691,687	繰入金
	○ 被扶養者情報提供料	669,500	691,687
	(支払基金への情報提供料)		
	@250 円/件		
	○ その他	22,187	

事業の概要及び施策の成果		財源内訳		
		特定財源	一般財源	
004	電算システム経費	264,114,731	繰入金	
	○ 通信運搬費	23,275,574	250,917,046	
	(市町村とデータセンター間の NTT 専用回線通信料)		諸収入	
	○ セキュリティ業務委託料	8,256,534	13,197,685	
	(標準システムのセキュリティ業務経費)			
	○ 稼動維持支援等業務委託料	75,595,680		
	(標準システムの運用及び随時データ抽出作業などの SE 業務経費)			
	○ システム構築等業務委託料	4,644,000		
	○ 電算システム賃借料	150,846,475		
	(サーバ機、端末及びプリンターなど電算機器のリース料)			
	○ その他	1,496,468		
005	医療財政調整基金経費	789,274,412	財産収入	789,194,412
	○ 医療財政調整基金積立金	789,194,412	80,000	
	○ 医療財政調整基金積立金 (利子分)	80,000		
合 計				1,614,296,579

基金の状況

第1 後期高齢者医療制度臨時特例基金（決算書 42 頁）

1 基金の目的等

後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、平成 19 年度に臨時特例基金を設置しました。

基金の運用から生ずる収益は予算に計上し、この基金に編入しています。

2 基金の運用状況

（単位：円）

前年度末 現在高	決算年度中増減高		決算年度末 現在高
	増（積立）	減（取崩）	
426,844,139	○運用利子 29,200 ○平成 26 年度後期高 齢者医療制度円滑 運営臨時特例交付 金 1,689,522,285	○保険料軽減額への財 源補填 (特別会計) 1,800,725,565 ○特別対策等に関する 広報事業等 (一般会計) 4,311,811	311,358,248

第2 後期高齢者医療財政調整基金（決算書 42 頁）

1 基金の目的等

後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、平成 21 年度に新潟県後期高齢者広域連合後期高齢者医療財政調整基金を設置しました。

基金の運用から生ずる収益は予算に計上し、この基金に編入しています。

2 基金の運用状況

（単位：円）

前年度末 現在高	決算年度中増減高		決算年度末 現在高
	増（積立）	減（取崩）	
4,181,672,090	○運用利子 80,000 ○積立金 789,194,412		4,970,946,502

巻 末 資 料

1. 市町村別負担金（共通経費）の決算額
2. 市町村別負担金（保険料及び療養給付費）の決算額
3. 市町村別被保険者数の状況
- 4－1. 【参考】市町村別保険料収納の状況（現年度分）
- 4－2. 【参考】市町村別保険料収納の状況（滞納繰越分）
5. 市町村別療養給付費等の状況
6. 市町村別葬祭費の状況
7. 市町村別健康診査の受診状況
8. 歳計現金債権等資金運用状況

1. 市町村別負担金（共通経費）の決算額

(単位：円)

		平成26年度	平成25年度	増減額
1	新潟市	249,594,065	303,503,194	△ 53,909,129
2	長岡市	93,370,969	114,289,223	△ 20,918,254
3	三条市	35,873,948	43,758,115	△ 7,884,167
4	柏崎市	32,942,215	40,476,727	△ 7,534,512
5	新発田市	36,237,109	44,294,535	△ 8,057,426
6	小千谷市	15,730,918	19,347,995	△ 3,617,077
7	加茂市	13,044,784	16,017,988	△ 2,973,204
8	十日町市	24,239,469	29,837,522	△ 5,598,053
9	見附市	16,434,289	20,148,483	△ 3,714,194
10	村上市	26,673,435	32,800,888	△ 6,127,453
11	燕市	28,685,312	34,937,341	△ 6,252,029
12	糸魚川市	20,191,355	24,859,023	△ 4,667,668
13	妙高市	15,278,101	18,817,223	△ 3,539,122
14	五泉市	21,432,379	26,383,113	△ 4,950,734
15	上越市	69,160,813	84,798,338	△ 15,637,525
16	阿賀野市	17,922,720	22,026,890	△ 4,104,170
17	佐渡市	27,503,960	34,135,238	△ 6,631,278
18	魚沼市	16,886,873	20,907,864	△ 4,020,991
19	南魚沼市	23,014,652	28,398,579	△ 5,383,927
20	胎内市	13,347,112	16,402,894	△ 3,055,782
21	聖籠町	7,024,723	8,562,952	△ 1,538,229
22	弥彦村	5,513,812	6,746,966	△ 1,233,154
23	田上町	6,928,829	8,508,570	△ 1,579,741
24	阿賀町	8,520,117	10,543,536	△ 2,023,419
25	出雲崎町	4,881,580	6,035,772	△ 1,154,192
26	湯沢町	5,734,152	7,019,495	△ 1,285,343
27	津南町	7,255,099	8,979,439	△ 1,724,340
28	刈羽村	4,449,426	5,435,013	△ 985,587
29	関川村	5,380,270	6,648,651	△ 1,268,381
30	粟島浦村	3,017,514	3,696,433	△ 678,919
	合 計	856,270,000	1,048,318,000	△ 192,048,000

2. 市町村別負担金（保険料及び療養給付費）の決算額

(単位：円)

		現年度保険料分（注1）			療養給付費分 （注2）
		徴収分	基盤安定分	合計	
1	新潟市	5,534,722,590	1,303,813,506	6,838,536,096	6,224,162,000
2	長岡市	1,798,672,500	548,671,056	2,347,343,556	2,133,621,000
3	三条市	640,770,400	215,988,353	856,758,753	817,638,000
4	柏崎市	628,472,500	190,678,589	819,151,089	771,671,000
5	新発田市	616,344,000	217,054,992	833,398,992	789,819,000
6	小千谷市	218,978,300	86,104,530	305,082,830	314,458,000
7	加茂市	189,378,700	70,576,373	259,955,073	285,430,000
8	十日町市	339,996,300	171,239,804	511,236,104	576,652,000
9	見附市	230,075,300	89,018,817	319,094,117	341,364,000
10	村上市	409,109,700	188,315,577	597,425,277	718,081,474
11	燕市	460,010,600	157,070,377	617,080,977	592,727,000
12	糸魚川市	396,869,000	120,550,817	517,419,817	477,254,091
13	妙高市	251,128,100	80,541,242	331,669,342	372,838,000
14	五泉市	288,533,700	136,495,799	425,029,499	483,424,000
15	上越市	1,302,796,900	404,643,710	1,707,440,610	1,736,949,000
16	阿賀野市	196,311,800	110,452,394	306,764,194	394,532,533
17	佐渡市	427,618,310	227,906,853	655,525,163	760,390,316
18	魚沼市	212,565,200	103,961,013	316,526,213	379,737,000
19	南魚沼市	307,214,900	134,181,026	441,395,926	532,868,000
20	胎内市	171,876,000	73,237,409	245,113,409	279,602,000
21	聖籠町	42,919,800	25,563,925	68,483,725	93,682,000
22	弥彦村	42,909,700	16,104,132	59,013,832	56,501,000
23	田上町	66,570,100	25,410,376	91,980,476	101,419,000
24	阿賀町	95,087,800	57,105,034	152,192,834	196,968,761
25	出雲崎町	36,708,600	17,708,805	54,417,405	64,354,967
26	湯沢町	62,243,700	18,129,170	80,372,870	62,869,000
27	津南町	70,564,800	39,625,095	110,189,895	124,872,000
28	刈羽村	29,133,300	9,451,271	38,584,571	36,190,000
29	関川村	33,502,400	23,688,928	57,191,328	80,597,000
30	粟島浦村	2,872,200	1,799,416	4,671,616	6,454,342
	合計	15,103,957,200	4,865,088,389	19,969,045,589	19,807,126,484

注1：市町村における平成26年度賦課分の出納整理期間（平成27年4-5月）の収納分等は平成27年度の精算納付となるため、広域連合の保険料納付決算額と市町村における保険料決算額の合計は一致しません。

注2：平成26年度は、概算納付とし平成27年度に確定精算を行います。

3. 市町村別被保険者数の状況

(単位：人、%)

		平成27年4月1日		平成26年4月1日		増減数		増減率	
			うち一定の 障害の方		うち一定の 障害の方		うち一定の障 害の方		うち一定の 障害の方
1	新潟市	104,602	1,493	102,719	1,511	1,883	△ 18	1.8	△ 1.2
2	長岡市	41,004	419	40,776	421	228	△ 2	0.6	△ 0.5
3	三条市	15,191	295	14,966	285	225	10	1.5	3.5
4	柏崎市	14,472	275	14,509	282	△ 37	△ 7	△ 0.3	△ 2.5
5	新発田市	15,504	276	15,441	248	63	28	0.4	11.3
6	小千谷市	6,233	63	6,193	68	40	△ 5	0.6	△ 7.4
7	加茂市	5,016	67	4,996	74	20	△ 7	0.4	△ 9.5
8	十日町市	11,229	72	11,274	91	△ 45	△ 19	△ 0.4	△ 20.9
9	見附市	6,313	107	6,205	108	108	△ 1	1.7	△ 0.9
10	村上市	12,512	319	12,490	325	22	△ 6	0.2	△ 1.8
11	燕市	11,447	142	11,223	175	224	△ 33	2.0	△ 18.9
12	糸魚川市	9,217	49	9,217	62	0	△ 13	0.0	△ 21.0
13	妙高市	6,238	48	6,260	58	△ 22	△ 10	△ 0.4	△ 17.2
14	五泉市	9,063	176	9,091	186	△ 28	△ 10	△ 0.3	△ 5.4
15	上越市	30,895	296	30,687	332	208	△ 36	0.7	△ 10.8
16	阿賀野市	7,141	177	7,144	168	△ 3	9	0.0	5.4
17	佐渡市	14,033	240	14,221	262	△ 188	△ 22	△ 1.3	△ 8.4
18	魚沼市	7,103	110	7,158	112	△ 55	△ 2	△ 0.8	△ 1.8
19	南魚沼市	9,651	191	9,696	209	△ 45	△ 18	△ 0.5	△ 8.6
20	胎内市	5,041	86	5,056	102	△ 15	△ 16	△ 0.3	△ 15.7
21	聖籠町	1,639	7	1,631	15	8	△ 8	0.5	△ 53.3
22	弥彦村	1,140	15	1,145	19	△ 5	△ 4	△ 0.4	△ 21.1
23	田上町	1,893	14	1,850	17	43	△ 3	2.3	△ 17.6
24	阿賀町	3,380	25	3,438	33	△ 58	△ 8	△ 1.7	△ 24.2
25	出雲崎町	1,144	6	1,185	9	△ 41	△ 3	△ 3.5	△ 33.3
26	湯沢町	1,415	6	1,402	10	13	△ 4	0.9	△ 40.0
27	津南町	2,542	16	2,558	21	△ 16	△ 5	△ 0.6	△ 23.8
28	刈羽村	738	7	750	7	△ 12	0	△ 1.6	0.0
29	関川村	1,432	38	1,445	41	△ 13	△ 3	△ 0.9	△ 7.3
30	粟島浦村	113	7	109	5	4	2	3.7	40.0
合 計		357,341	5,042	354,835	5,256	2,506	△ 214	0.7	△ 4.1

4-1. 【参考】市町村別保険料収納の状況：現年度分

(単位:円、%)

		調定額 A	収入済額 B①	Bのうち還付 未済額B②	不納欠損額 C	収入未済額 D	実質収納 率E
1	新潟市	5,580,024,500	5,555,260,790	6,504,400	0	31,268,110	99.4
2	長岡市	1,803,653,600	1,801,497,600	1,476,300	0	3,632,300	99.8
3	三条市	644,883,200	642,733,000	278,100	0	2,428,300	99.6
4	柏崎市	629,988,200	629,071,100	18,800	0	935,900	99.9
5	新発田市	619,575,600	618,087,600	139,200	18,600	1,608,600	99.7
6	小千谷市	225,580,800	225,199,200	0	0	381,600	99.8
7	加茂市	193,377,300	192,801,800	35,500	0	611,000	99.7
8	十日町市	341,489,100	340,397,200	464,700	0	1,556,600	99.5
9	見附市	231,280,400	230,508,200	68,600	0	840,800	99.6
10	村上市	411,000,100	409,163,300	165,800	0	2,002,600	99.5
11	燕市	483,956,300	480,736,160	93,000	0	3,313,140	99.3
12	糸魚川市	391,872,600	390,528,800	296,000	0	1,639,800	99.6
13	妙高市	253,479,200	253,148,600	65,800	0	396,400	99.8
14	五泉市	299,008,600	297,830,100	78,700	0	1,257,200	99.6
15	上越市	1,305,345,100	1,303,994,600	2,365,500	0	3,716,000	99.7
16	阿賀野市	203,234,200	202,655,200	8,000	0	587,000	99.7
17	佐渡市	438,418,800	438,836,210	1,600,000	0	1,182,590	99.7
18	魚沼市	217,399,800	217,413,000	123,700	0	110,500	99.9
19	南魚沼市	316,605,200	315,682,800	135,800	0	1,058,200	99.7
20	胎内市	173,889,700	173,602,200	80,400		367,900	99.8
21	聖籠町	43,012,800	42,921,800	0	0	91,000	99.8
22	弥彦村	43,451,500	43,137,400	0	0	314,100	99.3
23	田上町	68,094,100	67,880,400	0	0	213,700	99.7
24	阿賀町	94,948,300	95,016,900	119,400	0	50,800	99.9
25	出雲崎町	36,510,900	36,519,100	15,600	0	7,400	100.0
26	湯沢町	62,743,800	62,459,700	0	0	284,100	99.5
27	津南町	73,020,900	72,367,300	0	0	653,600	99.1
28	刈羽村	29,048,800	29,048,800	0	0	0	100.0
29	関川村	33,483,100	33,483,100	0	0	0	100.0
30	粟島浦村	2,874,800	2,874,800	0	0	0	100.0
	合計	15,251,251,300	15,204,856,760	14,133,300	18,600	60,509,240	99.6

注:調定額Aは、平成26年度に賦課決定された保険料額

注:収入済額B①は、調定Aとして賦課され、平成27年5月31日までに市町村会計へ収入済みとなった保険料額。

注:還付未済額B②は、収入済額B①に含まれている還付未済額

注:収入未済額D=A-(B①-B②)-C 実質収納率E=(B①-B②)÷A×100(小数点第二位を四捨五入)

4-2. 【参考】市町村別保険料収納の状況：滞納繰越分

(単位：円、%)

		調定額 A	収入済額 B①	Bのうち還付 未済額B②	不納欠損額 C	収入未済額 D	実質収納 率E
1	新潟市	54,105,000	15,686,120	59,900	11,751,000	26,727,780	28.9
2	長岡市	8,752,900	2,619,900	0	598,000	5,535,000	29.9
3	三条市	4,489,612	1,596,112	0	925,200	1,968,300	35.6
4	柏崎市	2,575,100	435,100	0	446,600	1,693,400	16.9
5	新発田市	3,709,011	1,700,151	0	413,500	1,595,360	45.8
6	小千谷市	945,300	511,000	0	16,900	417,400	54.1
7	加茂市	1,788,500	175,930	0	67,600	1,544,970	9.8
8	十日町市	1,707,900	947,700	600	381,600	379,200	55.5
9	見附市	1,047,900	327,800	0	65,600	654,500	31.3
10	村上市	3,890,940	1,790,300	0	549,940	1,550,700	46.0
11	燕市	7,872,250	2,139,100	0	275,100	5,458,050	27.2
12	糸魚川市	2,932,600	790,300	0	0	2,142,300	26.9
13	妙高市	381,800	299,900	0	0	81,900	78.5
14	五泉市	2,889,850	714,587	0	291,900	1,883,363	24.7
15	上越市	10,079,800	2,212,600	0	2,396,300	5,470,900	22.0
16	阿賀野市	521,900	360,100	0	0	161,800	69.0
17	佐渡市	4,596,531	2,143,268	300	120,800	2,332,763	46.6
18	魚沼市	684,000	137,000	0	131,000	416,000	20.0
19	南魚沼市	788,700	518,754	0	9,000	260,946	65.8
20	胎内市	1,215,800	582,100	0	8,800	624,900	47.9
21	聖籠町	109,000	87,400	0	0	21,600	80.2
22	弥彦村	91,900	86,700	0	0	5,200	94.3
23	田上町	230,000	30,000	0	0	200,000	13.0
24	阿賀町	144,400	55,400	0	12,700	76,300	38.4
25	出雲崎町	0	0	0	0	0	0.0
26	湯沢町	72,200	62,100	0	8,800	1,300	86.0
27	津南町	1,411,500	694,300	0	0	717,200	49.2
28	刈羽村	0	0	0	0	0	0.0
29	関川村	0	0	0	0	0	0.0
30	粟島浦村	0	0	0	0	0	0.0
	合計	117,034,394	36,703,722	60,800	18,470,340	61,921,132	31.3

注：調定額Aは、前年度未納であったため、平成26年度へ繰り越された保険料額（平成26年度滞納繰越分保険料額）

注：収入済額B①は、調定Aとして賦課され、平成27年3月31日までに市町村会計へ収入済みとなった保険料額。

注：還付未済額B②は、収入済額B①に含まれている還付未済額

注：収入未済額D=A-(B①-B②)-C 実質収納率E=(B①-B②)÷A×100(小数点第二位を四捨五入)

5. 市町村別療養給付費等の状況

(単位：円)

		保険者負担分					
		(1)療養給付費	(2)療養費	(3)食事・生活療養費	(4)訪問看護療養費	(5)高額療養費	(6)高額介護合算療養費
1	新潟市	71,960,515,412	835,007,690	1,496,055,453	194,683,642	2,816,519,692	59,216,911
2	長岡市	4,225,131,710	31,295,764	75,514,346	1,973,826	138,181,768	20,114,481
3	三条市	20,214,404,588	172,230,591	334,779,534	30,306,574	641,178,258	6,366,249
4	柏崎市	8,205,023,030	21,991,223	208,617,678	10,699,532	260,184,879	6,277,537
5	新発田市	3,292,320,848	12,544,694	64,860,452	7,181,225	101,803,701	5,278,116
6	小千谷市	936,083,357	2,326,181	20,861,072	6,439,194	25,757,664	3,337,543
7	加茂市	9,499,218,778	61,439,556	205,010,876	40,282,537	324,246,602	2,068,232
8	十日町市	3,174,968,050	22,026,175	67,532,878	4,750,704	106,581,938	5,630,025
9	見附市	6,149,889,152	35,391,085	147,711,644	13,725,631	188,610,690	3,463,265
10	村上市	3,895,586,032	28,610,938	72,997,548	12,553,067	118,476,113	4,979,241
11	燕市	2,160,217,600	7,992,554	34,165,050	1,135,728	73,492,145	6,014,410
12	糸魚川市	4,434,209,007	15,430,124	120,609,392	12,959,964	134,326,444	4,435,286
13	妙高市	9,001,445,709	47,992,763	193,764,836	20,854,225	297,213,165	4,530,505
14	五泉市	4,403,689,411	31,010,738	92,434,764	5,906,054	141,092,226	4,942,433
15	上越市	698,805,482	2,851,581	14,740,966	1,377,729	26,570,590	17,983,602
16	阿賀野市	24,815,344,243	220,393,892	492,038,834	58,177,743	860,169,592	3,855,144
17	佐渡市	8,617,123,523	111,937,908	177,949,840	7,797,249	297,543,880	7,580,316
18	魚沼市	5,530,415,930	42,445,508	104,468,696	8,363,011	186,018,104	3,248,605
19	南魚沼市	995,516,687	8,575,919	16,071,954	1,041,984	31,890,989	5,542,677
20	胎内市	5,585,822,139	26,091,117	96,081,032	2,486,907	170,605,789	2,906,128
21	聖籠町	1,105,313,200	16,726,019	19,176,656	1,980,999	31,391,024	365,633
22	弥彦村	6,698,800,263	49,786,441	121,357,876	24,926,693	208,366,595	492,539
23	田上町	3,691,209,542	17,963,940	68,552,090	2,890,647	124,309,853	532,616
24	阿賀町	437,147,437	4,890,979	8,599,080	1,571,691	11,514,885	1,876,519
25	出雲崎町	8,925,892,485	67,309,087	158,043,160	12,592,594	276,607,460	740,552
26	湯沢町	679,414,268	1,998,649	15,423,534	1,285,299	24,601,937	792,641
27	津南町	6,226,480,781	51,231,482	134,217,100	6,883,902	194,273,180	994,380
28	刈羽村	1,409,968,860	6,789,189	31,941,474	35,892	45,750,540	56,526
29	関川村	772,163,955	1,179,362	19,562,752	65,673	24,838,108	1,077,852
30	粟島浦村	59,609,614	64,132	1,394,424	0	1,993,600	10,280
合 計		227,801,731,093	1,955,525,281	4,614,534,991	494,929,916	7,884,111,411	184,710,244

6. 市町村別葬祭費の状況

(単位：件、%、円)

		被保険者数 A (H26. 4. 1)	件数 B	A に対する B の割合%	支給額
1	新潟市	102,719	5,967	5.8	298,350,000
2	長岡市	40,776	2,531	6.2	126,550,000
3	三条市	14,966	921	6.2	46,050,000
4	柏崎市	14,509	952	6.6	47,600,000
5	新発田市	15,441	960	6.2	48,000,000
6	小千谷市	6,193	388	6.3	19,400,000
7	加茂市	4,996	325	6.5	16,250,000
8	十日町市	11,274	711	6.3	35,550,000
9	見附市	6,205	376	6.1	18,800,000
10	村上市	12,490	723	5.8	36,150,000
11	燕市	11,223	713	6.4	35,650,000
12	糸魚川市	9,217	576	6.2	28,800,000
13	妙高市	6,260	410	6.5	20,500,000
14	五泉市	9,091	624	6.9	31,200,000
15	上越市	30,687	1,833	6.0	91,650,000
16	阿賀野市	7,144	437	6.1	21,850,000
17	佐渡市	14,221	891	6.3	44,550,000
18	魚沼市	7,158	452	6.3	22,600,000
19	南魚沼市	9,696	650	6.7	32,500,000
20	胎内市	5,056	324	6.4	16,200,000
21	聖籠町	1,631	109	6.7	5,450,000
22	弥彦村	1,145	69	6.0	3,450,000
23	田上町	1,850	99	5.4	4,950,000
24	阿賀町	3,438	237	6.9	11,850,000
25	出雲崎町	1,185	97	8.2	4,850,000
26	湯沢町	1,402	83	5.9	4,150,000
27	津南町	2,558	132	5.2	6,600,000
28	刈羽村	750	38	5.1	1,900,000
29	関川村	1,445	72	5.0	3,600,000
30	粟島浦村	109	5	4.6	250,000
合 計		354,835	21,705	6.1	1,085,250,000

7. 市町村別健康診査の受診状況

(単位：人、%)

		被保険者数A 平成26年 4月1日	計画人数B (注)	受診者C H26.4月から H27.3月受付分	受診率	
					C/A	C/B
1	新潟市	102,719	30,775	29,049	28.3	94.4
2	長岡市	40,776	11,200	11,206	27.5	100.1
3	三条市	14,966	1,635	1,661	11.1	101.6
4	柏崎市	14,509	1,300	1,015	7.0	78.1
5	新発田市	15,441	3,000	3,056	19.8	101.9
6	小千谷市	6,193	980	847	13.7	86.4
7	加茂市	4,996	1,400	1,159	23.2	82.8
8	十日町市	11,274	2,000	1,983	17.6	99.2
9	見附市	6,205	1,850	1,412	22.8	76.3
10	村上市	12,490	1,700	1,593	12.8	93.7
11	燕市	11,223	2,579	2,471	22.0	95.8
12	糸魚川市	9,217	1,015	931	10.1	91.7
13	妙高市	6,260	1,200	1,114	17.8	92.8
14	五泉市	9,091	1,830	1,352	14.9	73.9
15	上越市	30,687	4,700	4,971	16.2	105.8
16	阿賀野市	7,144	700	685	9.6	97.9
17	佐渡市	14,221	3,170	2,690	18.9	84.9
18	魚沼市	7,158	1,090	918	12.8	84.2
19	南魚沼市	9,696	2,000	1,925	19.9	96.3
20	胎内市	5,056	700	622	12.3	88.9
21	聖籠町	1,631	450	408	25.0	90.7
22	弥彦村	1,145	340	266	23.2	78.2
23	田上町	1,850	250	259	14.0	103.6
24	阿賀町	3,438	740	706	20.5	95.4
25	出雲崎町	1,185	310	302	25.5	97.4
26	湯沢町	1,402	520	452	32.2	86.9
27	津南町	2,558	725	628	24.6	86.6
28	刈羽村	750	302	268	35.7	88.7
29	関川村	1,445	300	148	10.2	49.3
30	粟島浦村	109	93	86	78.9	92.5
合 計		354,835	78,854	74,183	20.9	94.1

注：「計画人数B」は、市町村にて把握した受診が見込まれる人数

8. 歳計現金及び基金債券等資金運用状況

(単位：円)

区分	種類	回数	運用延日数	運用延金額	運用利子	
					一般会計	特別会計
歳計現金	国庫短期証券	16	550	114,999,270,000	90,757	1,873,485
指定金 担保金	定期預金	—	365	5,000,000	1,249	0
臨時特例 基金	国庫短期証券	1	189	399,970,800	29,200	0
医療財政 調整基金	国庫短期証券	1	180	3,999,920,000	0	80,000
				合計	92,006	1,873,485

議案第11、12号別紙

平成26年度

新潟県後期高齢者医療広域連合
一般会計及び後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算審査意見書

新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員

新 広 監 第 9 号
平成27年7月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭 様

新潟県後期高齢者医療広域連合

監査委員 小柴 昭彦

監査委員 渡邊 雄



平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合
一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第2項の規定により、審査に付された平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

第 1.	審査の対象	1
第 2.	審査の期間	1
第 3.	審査の方法	1
第 4.	審査の結果	1
第 5.	審査の概要	2
1.	総括	2
(1)	決算規模	2
(2)	決算収支の状況	3
(3)	予算執行の状況	3
2.	一般会計	4
(1)	歳入	4
(2)	歳出	8
(3)	歳入歳出決算構成図	10
3.	後期高齢者医療特別会計	11
(1)	歳入	11
(2)	歳出	18
(3)	歳入歳出決算構成図	23
4.	財産	24
5.	むすび	26

(注)

- ・表中小数点第 1 位の数値は、小数点第 2 位の数値を四捨五入して算出したものである。
- ・端数処理の関係で、比率の合計と内訳が一致しない場合がある。
- ・「歳入歳出決算構成図」の数値は、百円単位の数値を四捨五入して算出したものであるが、歳入総額と歳出総額の差が歳入歳出差引額の四捨五入と一致するように歳入総額又は歳出総額を調整している場合がある。

平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合
一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算審査意見書

第1 審査の対象

- 1 平成26年度 新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 2 平成26年度 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

平成27年6月25日から平成27年7月24日まで

第3 審査の方法

平成26年度一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、それぞれが関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数が正確であるか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された平成26年度一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び決算附属書類等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であり、各会計の歳入歳出予算の執行についても適正であると認められた。

第5 審査の概要

1 総括

(1) 決算規模

【総計決算額】

(単位：円)

区分	歳入決算額	歳出決算額	差引額
一般会計	2,754,253,644	2,639,860,325	114,393,319
後期高齢者医療 特別会計	257,789,663,383	250,497,250,384	7,292,412,999
合計	260,543,917,027	253,137,110,709	7,406,806,318

平成26年度の決算規模は上の表のとおりである。一般会計と後期高齢者医療特別会計（以下「特別会計」という。）を合わせた総計決算額は、歳入総額2,605億4,391万7,027円、歳出総額2,531億3,711万709円となっている。

【純計決算額】

(単位：円)

区分	歳入決算額	歳出決算額	差引額
一般会計	2,754,253,644	1,828,035,843	926,217,801
後期高齢者医療 特別会計	256,977,838,901	250,497,250,384	6,480,588,517
合計	259,732,092,545	252,325,286,227	7,406,806,318

総計決算額には、各会計相互間の繰入金又は繰出金として重複計上された8億1,182万4,482円が含まれている。これを一般会計の歳出及び特別会計の歳入から控除した純計決算額は上の表のとおりである。

(2) 決算収支の状況

【一般会計及び特別会計収支状況】

(単位：円)

区分	一般会計	後期高齢者医療 特別会計	総計決算額
① 歳入総額	2,754,253,644	257,789,663,383	260,543,917,027
② 歳出総額	2,639,860,325	250,497,250,384	253,137,110,709
③ 形式収支 (①-②)	114,393,319	7,292,412,999	7,406,806,318
④ 翌年度へ繰越すべき財源	0	0	0
⑤ 実質収支 (③-④)	114,393,319	7,292,412,999	7,406,806,318
⑥ 前年度実質収支	84,240,892	4,426,112,823	4,510,353,715
⑦ 単年度収支 (⑤-⑥)	30,152,427	2,866,300,176	2,896,452,603

平成26年度の一般会計及び特別会計の総計決算額の形式収支及び実質収支は74億680万6,318円となった。また、単年度収支は、28億9,645万2,603円となった。

(3) 予算執行の状況

【予算執行状況】

(単位：円・%)

区分 会計別	予算現額 (A)	歳入			歳出	
		調定額(B)	収入済額(C)	収入率 (C/A)	支出済額(D)	執行率 (D/A)
一般会計	2,730,275,000	2,754,253,644	2,754,253,644	100.9	2,639,860,325	96.7
後期高齢者医療 特別会計	256,446,621,000	257,792,796,918	257,789,663,383	100.5	250,497,250,384	97.7
合計	259,176,896,000	260,547,050,562	260,543,917,027	100.5	253,137,110,709	97.7

平成26年度の一般会計と特別会計を合わせた総計決算額は、予算現額2,591億7,689万6,000円、収入済額2,605億4,391万7,027円及び支出済額2,531億3,711万709円で予算現額に対する収入率は100.5%、執行率は97.7%である。

2 一般会計

(1) 歳入

平成26年度の一般会計決算額は、予算現額27億3,027万5,000円、収入済額27億5,425万3,644円で、予算現額に対する収入率は100.9%となっている。決算額を前年度と比較すると次のとおりである。

【歳入年度比較表】

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	2,730,275,000	2,754,253,644	2,754,253,644	0	0
平成25年度	1,202,958,000	1,188,182,974	1,188,182,974	0	0
比較増減額	1,527,317,000	1,566,070,670	1,566,070,670	0	0
増減率	127.0	131.8	131.8	-	-

収入済額は、前年度に比べ、15億6,607万670円(131.8%)増加した。

款別の収入状況は次のとおりである。

【款別収入状況及び構成比率表】

(単位：円・%)

区分	平成26年度		平成25年度		比較増減	
	決算額	構成 比率	決算額	構成 比率	増減額	増減率
分担金及び 負担金	856,270,000	31.1	1,048,318,000	88.2	△192,048,000	△18.3
国庫支出金	1,731,946,285	62.9	67,486,000	5.7	1,664,460,285	2,466.4
財産収入	29,200	0.0	214,500	0.0	△185,300	△86.4
繰入金	4,194,811	0.2	4,198,468	0.4	△3,657	△0.1
繰越金	84,240,892	3.0	67,375,185	5.7	16,865,707	25.0
諸収入	77,572,456	2.8	590,821	0.0	76,981,635	13,029.6
合計	2,754,253,644	100.0	1,188,182,974	100.0	1,566,070,670	131.8

款別の決算額で前年度に比べ減少したものは、分担金及び負担金 1 億 9,204 万 8,000 円 (18.3%)、財産収入 18 万 5,300 円 (86.4%) 及び繰入金 3,657 円 (0.1%) である。

一方、増加したものは、国庫支出金 16 億 6,446 万 285 円 (2,466.4%)、繰越金 1,686 万 5,707 円 (25.0%) 及び諸収入 7,698 万 1,635 円 (13,029.6%) であった。

款ごとの詳しい説明については次のとおりである。

《第 1 款》 分担金及び負担金 (単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成 26 年度	856,270,000	856,270,000	856,270,000	0	0
平成 25 年度	1,048,318,000	1,048,318,000	1,048,318,000	0	0
比較増減額	△ 192,048,000	△ 192,048,000	△ 192,048,000	0	0
増減率	△18.3	△18.3	△18.3	-	-

分担金及び負担金の収入済額は、構成市町村からの事務費負担金であり、前年度に比べ 1 億 9,204 万 8,000 円 (18.3%) 減少した。

《第 2 款》 国庫支出金 (単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成 26 年度	1,780,873,000	1,731,946,285	1,731,946,285	0	0
平成 25 年度	78,537,000	67,486,000	67,486,000	0	0
比較増減額	1,702,336,000	1,664,460,285	1,664,460,285	0	0
増減率	2,167.6	2,466.4	2,466.4	-	-

国庫支出金の収入済額は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 16 億 8,952 万 2,285 円、特別調整交付金 3,420 万 2,000 円及び後期高齢者医療制度事業費補助金 (医療費適正化等推進事業分) 822 万 2,000 円であり、前年度に比べ 16 億 6,446 万 285 円 (2,466.4%) 増加した。

これは、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付年度の変更によるものである。

《第3款》 財産収入

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	700,000	29,200	29,200	0	0
平成25年度	1,000,000	214,500	214,500	0	0
比較増減額	△ 300,000	△ 185,300	△ 185,300	0	0
増減率	△30.0	△86.4	△86.4	-	-

財産収入の収入済額は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用利子 2 万 9,200 円であり、前年度に比べ 18 万 5,300 円(86.4%)減少した。

《第4款》 繰入金

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	7,710,000	4,194,811	4,194,811	0	0
平成25年度	7,239,000	4,198,468	4,198,468	0	0
比較増減額	471,000	△ 3,657	△ 3,657	0	0
増減率	6.5	△0.1	△0.1	-	-

繰入金の収入済額は、後期高齢者医療制度臨時特例基金から広報経費及び市町村への後期高齢者医療制度特別対策補助金に充当する額 419 万 4,811 円を取り崩した額であり、前年度に比べ、3,657 円(0.1%)減少した。

《第5款》 繰越金

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	84,240,000	84,240,892	84,240,892	0	0
平成25年度	67,375,000	67,375,185	67,375,185	0	0
比較増減額	16,865,000	16,865,707	16,865,707	0	0
増減率	25.0	25.0	25.0	-	-

前年度決算で生じた剰余金であり、収入済額は前年度に比べ 1,686 万 5,707 円 (25.0%) 増加した。

《第6款》 諸収入

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	482,000	77,572,456	77,572,456	0	0
平成25年度	489,000	590,821	590,821	0	0
比較増減額	△7,000	76,981,635	76,981,635	0	0
増減率	△1.4	13,029.6	13,029.6	-	-

諸収入の収入済額は、歳計現金の運用に伴う預金利子9万2,006円、職員駐車場利用者負担分34万340円、複写機利用料等1万3,184円、広告掲載料23万4,000円及び剰余金返還金7,689万2,926円であり、前年度に比べ7,698万1,635円(13,029.6%)増加した。

これは、国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務等に係る実費弁償である剰余金返還金によるものである。

(2) 歳出

平成26年度の一般会計決算額は、予算現額27億3,027万5,000円、支出済額26億3,986万325円、不用額9,041万4,675円で、執行率96.7%となっている。決算額を前年度と比較すると、次のとおりである。

【歳出年度別比較表】

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成26年度	2,730,275,000	2,639,860,325	0	90,414,675	96.7
平成25年度	1,202,958,000	1,103,942,082	0	99,015,918	91.8
比較増減額	1,527,317,000	1,535,918,243	0	△8,601,243	4.9
増減率	127.0	139.1	-	△8.7	-

支出済額は、前年度に比べ15億3,591万8,243円(139.1%)の増加である。
款別の支出状況は、次のとおりである。

【款別支出状況及び構成比率表】

(単位：円・%)

区分	平成26年度		平成25年度		比較増減	
	決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率
議会費	997,907	0.0	952,303	0.1	45,604	4.8
総務費	2,638,862,418	100.0	1,102,989,779	99.9	1,535,872,639	139.2
予備費	0	-	0	-	0	-
合計	2,639,860,325	100.0	1,103,942,082	100.0	1,535,918,243	139.1

款別の決算額では前年度に比べ、議会費4万5,604円(4.8%)の増加、総務費15億3,587万2,639円(139.2%)の増加である。

款ごとの詳しい説明については次のとおりである。

《第1款》 議会費

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰 越額 (C)	不用額 (A - B - C)	執行率 (B/A)
平成26年度	1,289,000	997,907	0	291,093	77.4
平成25年度	1,287,000	952,303	0	334,697	74.0
比較増減額	2,000	45,604	0	△ 43,604	3.4
増減率	0.2	4.8	-	△13.0	-

議会費は、広域連合議会の運営に要する経費を支出したもので、支出済額は前年度に比べ、4万5,604円(4.8%)の増加である。

《第2款》 総務費

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰 越額 (C)	不用額 (A - B - C)	執行率 (B/A)
平成26年度	2,728,886,000	2,638,862,418	0	90,023,582	96.7
平成25年度	1,201,473,000	1,102,989,779	0	98,483,221	91.8
比較増減額	1,527,413,000	1,535,872,639	0	△ 8,459,639	4.9
増減率	127.1	139.2	-	△8.6	-

総務費は、広域連合事務局の運営に要する経費を支出したもので、支出済額は前年度に比べ、15億3,587万2,639円(139.2%)の増加である。

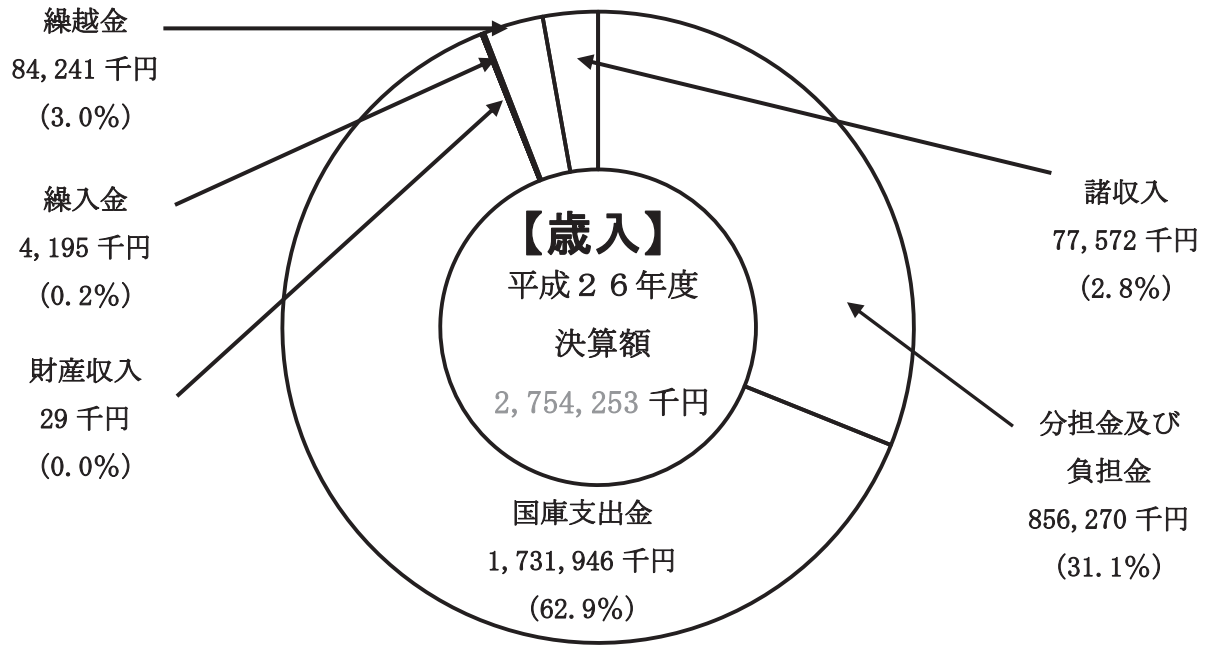
1項総務管理費の主なものは、特別会計への繰出金8億1,182万4,482円、事務局長及び総務課職員に係る派遣職員人件費等負担金5,144万6,236円、ジェネリック医薬品差額通知郵送料及び業務委託料1,460万4,587円、後期高齢者医療制度特別対策補助金3,058万9,000円及び後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金(利子分含む)16億8,955万1,485円である。

2項選挙費は3万3,100円、3項監査委員費は14万2,420円の支出済額である。

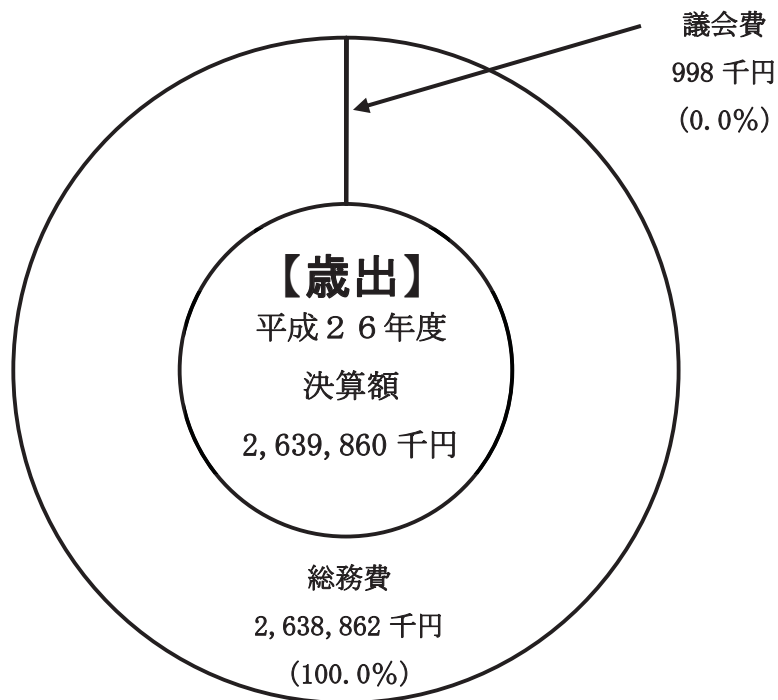
なお、《第3款》予備費については、充用がなかった。

(3) 歳入歳出決算構成図

《歳入決算構成図》



《歳出決算構成図》



3 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

平成26年度の特別会計決算額は、予算現額2,564億4,662万1,000円、収入済額2,577億8,966万3,383円で、収入率100.5%となっている。

決算額を前年度と比較すると次のとおりである。

【歳入年度比較表】

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	256,446,621,000	257,792,796,918	257,789,663,383	0	3,133,535
平成25年度	262,363,707,000	252,889,233,405	252,889,003,405	0	230,000
比較増減額	△5,917,086,000	4,903,563,513	4,900,659,978	0	2,903,535
増減率	△2.3	1.9	1.9	-	-

収入済額は、前年度に比べ、49億65万9,978円(1.9%)増加した。

款別の収入状況は次のとおりである。

【款別収入状況及び構成比率表】

(単位：円・%)

区分	平成26年度		平成25年度		比較増減	
	決算額	構成 比率	決算額	構成 比率	増減額	増減率
市町村支出金	39,917,272,365	15.5	40,297,217,480	15.9	△379,945,115	△0.9
国庫支出金	88,718,839,848	34.4	83,723,842,304	33.1	4,994,997,544	6.0
県支出金	20,196,827,077	7.8	20,362,045,850	8.0	△165,218,773	△0.8
支払基金交付金	101,416,519,000	39.3	101,308,416,000	40.1	108,103,000	0.1
特別高額医療費 共同事業交付金	34,353,176	0.0	34,104,869	0.0	248,307	0.7
財産収入	80,000	0.0	1,668,200	0.0	△1,588,200	△95.2
繰入金	2,612,667,047	1.0	3,458,180,175	1.4	△845,513,128	△24.4
繰越金	4,426,112,823	1.7	3,414,021,917	1.4	1,012,090,906	29.6
県財政安定化 基金借入金	0	-	0	-	0	-
諸収入	466,992,047	0.2	289,506,610	0.1	177,485,437	61.3
合計	257,789,663,383	100.0	252,889,003,405	100.0	4,900,659,978	1.9

款別の決算額で前年度に比べ減少したものは、市町村支出金 3 億 7,994 万 5,115 円 (0.9%)、県支出金 1 億 6,521 万 8,773 円 (0.8%)、財産収入 158 万 8,200 円 (95.2%) 及び繰入金 8 億 4,551 万 3,128 円 (24.4%) である。

一方、増加したものは、国庫支出金 49 億 9,499 万 7,544 円 (6.0%)、支払基金交付金 1 億 810 万 3,000 円 (0.1%)、特別高額医療費共同事業交付金 24 万 8,307 円 (0.7%)、繰越金 10 億 1,209 万 906 円 (29.6%) 及び諸収入 1 億 7,748 万 5,437 円 (61.3%) であった。

款ごとの詳しい説明については次のとおりである。

《第 1 款》 市町村支出金 (単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成 26 年度	40,554,488,000	39,917,272,365	39,917,272,365	0	0
平成 25 年度	40,936,699,000	40,297,217,480	40,297,217,480	0	0
比較増減額	△382,211,000	△379,945,115	△379,945,115	0	0
増減率	△0.9	△0.9	△0.9	-	-

内訳 (単位：円・%)

区分	平成 26 年度		平成 25 年度		比較増減	
	決算額	構成 比率	決算額	構成 比率	増減額	増減率
市町村負担金	39,917,272,365	100.0	40,297,217,480	100.0	△379,945,115	△0.9
内 訳						
保険料等負担金	20,110,145,881	50.4	20,039,154,607	49.7	70,991,274	0.4
療養給付費負担金	19,807,126,484	49.6	20,258,062,873	50.3	△450,936,389	△2.2
合計	39,917,272,365	100.0	40,297,217,480	100.0	△379,945,115	△0.9

市町村支出金は、被保険者から徴収した保険料等を納付する保険料等負担金と市町村が医療費の一部を負担する療養給付費負担金から構成されているものであり、前年度に比べ 3 億 7,994 万 5,115 円 (0.9%) 減少した。

《第2款》 国庫支出金

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	83,791,457,000	88,718,839,848	88,718,839,848	0	0
平成25年度	85,981,973,000	83,723,842,304	83,723,842,304	0	0
比較増減額	△2,190,516,000	4,994,997,544	4,994,997,544	0	0
増減率	△2.5	6.0	6.0	-	-

内訳

(単位：円・%)

区分	平成26年度		平成25年度		比較増減		
	決算額	構成 比率	決算額	構成 比率	増減額	増減率	
内 訳	国庫負担金	63,915,215,911	72.0	59,753,242,809	71.4	4,161,973,102	7.0
	療養給付費負担金	63,182,122,269	71.2	59,007,837,000	70.5	4,174,285,269	7.1
	高額医療費負担金	733,093,642	0.8	745,405,809	0.9	△12,312,167	△1.7
内 訳	国庫補助金	24,803,623,937	28.0	23,970,599,495	28.6	833,024,442	3.5
	調整交付金	24,740,848,000	27.9	23,910,296,000	28.5	830,552,000	3.5
	後期高齢者医療制 度事業費補助金	61,772,937	0.1	59,255,495	0.1	2,517,442	4.2
	後期高齢者医療災 害臨時特例補助金	1,003,000	0.0	1,048,000	0.0	△45,000	△4.3
合計	88,718,839,848	100.0	83,723,842,304	100.0	4,994,997,544	6.0	

国庫支出金は、国が事業の経費の一部を負担することとされている国庫負担金、国が特定の事業を奨励して支出する、又は広域連合間の所得格差による財政不均衡を是正することを目的として支出する国庫補助金から構成されているものであり、前年度に比べ、49億9,499万7,544円(6.0%)増加した。

国庫負担金の内訳は、療養給付費負担金(631億8,212万2,269円)及び高額医療費負担金(7億3,309万3,642円)である。

国庫補助金の内訳は、調整交付金(247億4,084万8,000円)、後期高齢者医療制度事業費補助金(6,177万2,937円)及び東日本大震災に係る後期高齢者医療災害臨時特例補助金(100万3,000円)である。

《第3款》 県支出金

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	20,927,643,000	20,196,827,077	20,196,827,077	0	0
平成25年度	21,269,677,000	20,362,045,850	20,362,045,850	0	0
比較増減額	△342,034,000	△165,218,773	△165,218,773	0	0
増減率	△1.6	△0.8	△0.8	-	-

内訳

(単位：円・%)

区分	平成26年度		平成25年度		比較増減	
	決算額	構成 比率	決算額	構成 比率	増減額	増減率
県負担金	20,196,827,077	100.0	20,362,045,850	100.0	△165,218,773	△0.8
内 訳						
療養給付費負担金	19,470,604,293	96.4	19,632,233,934	96.4	△161,629,641	△0.8
高額医療費負担金	726,222,784	3.6	729,811,916	3.6	△3,589,132	△0.5
合計	20,196,827,077	100.0	20,362,045,850	100.0	△165,218,773	△0.8

県支出金は、県が事業の経費の一部を負担することとされている負担金等のことであり、前年度に比べ1億6,521万8,773円(0.8%)減少した。

県負担金の内訳は、療養給付費負担金(194億7,060万4,293円)及び高額医療費負担金(7億2,622万2,784円)である。

《第4款》 支払基金交付金

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	102,381,130,000	101,416,519,000	101,416,519,000	0	0
平成25年度	105,191,386,000	101,308,416,000	101,308,416,000	0	0
比較増減額	△2,810,256,000	108,103,000	108,103,000	0	0
増減率	△2.7	0.1	0.1	-	-

支払基金交付金は、若年者の保険料を財源として社会保険診療報酬支払基金から交付される後期高齢者交付金で、前年度に比べ1億810万3,000円(0.1%)増加した。

《第5款》 特別高額医療費共同事業交付金

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	53,564,000	34,353,176	34,353,176	0	0
平成25年度	46,780,000	34,104,869	34,104,869	0	0
比較増減額	6,784,000	248,307	248,307	0	0
増減率	14.5	0.7	0.7	-	-

特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療費の発生による財政負担の軽減を目的として、全国の広域連合が共同で負担するもので、前年度に比べ 24 万 8,307 円 (0.7%) 増加した。

《第6款》 財産収入

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	3,500,000	80,000	80,000	0	0
平成25年度	4,000,000	1,668,200	1,668,200	0	0
比較増減額	△ 500,000	△ 1,588,200	△ 1,588,200	0	0
増減率	△12.5	△95.2	△95.2	-	-

財産収入の収入済額は、医療財政調整基金の運用利子で、前年度に比べ 158 万 8,200 円 (95.2%) 減少した。

《第7款》 繰入金

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成26年度	4,011,875,000	2,612,667,047	2,612,667,047	0	0
平成25年度	5,311,642,000	3,458,180,175	3,458,180,175	0	0
比較増減額	△ 1,299,767,000	△ 845,513,128	△ 845,513,128	0	0
増減率	△24.5	△24.4	△24.4	-	-

内訳

(単位：円・%)

	平成 26 年度		平成 25 年度		比較増減	
	決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率
一般会計繰入金	811,824,482	31.1	957,866,283	27.7	△ 146,041,801	△15.2
基金繰入金	1,800,842,565	68.9	2,500,313,892	72.3	△ 699,471,327	△28.0
合計	2,612,667,047	100.0	3,458,180,175	100.0	△ 845,513,128	△24.4

繰入金は、一般会計からの事務費繰入金と、基金からの繰入金で構成されており、前年度に比べ 8 億 4,551 万 3,128 円 (24.4%) 減少した。

基金繰入は、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの低所得者・被扶養者保険料軽減分等への補てん財源としての繰入金である。

なお医療財政調整基金からは、保険給付等に要する財源が確保できたため繰入がなかった。

《第 8 款》 繰越金

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成 26 年度	4,426,112,000	4,426,112,823	4,426,112,823	0	0
平成 25 年度	3,414,021,000	3,414,021,917	3,414,021,917	0	0
比較増減額	1,012,091,000	1,012,090,906	1,012,090,906	0	0
増減率	29.6	29.6	29.6	-	-

繰越金は前年度からの剰余金であり、前年度に比べ 10 億 1,209 万 906 円 (29.6%) 増加した。

《第 9 款》 県財政安定化基金借入金

不測の事態などの貸付事由が生じなかったため、借入れはなかった。

《第 10 款》 諸収入

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額
平成 26 年度	296,851,000	470,125,582	466,992,047	0	3,133,535
平成 25 年度	207,528,000	289,736,610	289,506,610	0	230,000
比較増減額	89,323,000	180,388,972	177,485,437	0	2,903,535
増減率	43.0	62.3	61.3	-	-

内訳

(単位：円・%)

区分	平成 26 年度		平成 25 年度		比較増減		
	決算額	構成 比率	決算額	構成 比率	増減額	増減率	
預金利子	1,873,485	0.4	2,825,038	1.0	△951,553	△33.7	
延滞金、加算金及び過料	2,032,700	0.4	3,514,360	1.2	△1,481,660	△42.2	
内 訳	延滞金	2,032,700	0.4	3,514,360	1.2	△1,481,660	△42.2
	過料	0	-	0	-	0	-
内 訳	雑入	463,085,862	99.2	283,167,212	97.8	179,918,650	63.5
	第三者納付金	269,300,573	57.7	261,285,878	90.2	8,014,695	3.1
	返納金	27,286,539	5.8	5,466,272	1.9	21,820,267	399.2
	雑入	166,498,750	35.7	16,415,062	5.7	150,083,688	914.3
合計	466,992,047	100.0	289,506,610	100.0	177,485,437	61.3	

諸収入は、歳計現金の運用に伴う預金利子、保険料納付に係る延滞金及び雑入で構成されており、前年度に比べ 1 億 7,748 万 5,437 円 (61.3%) 増加した。これは国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務等に係る実費弁償である剰余金返還金によるものである。

雑入のうち主なものは、交通事故など第三者の行為によりケガをしたときの治療費を加害者が負担する第三者納付金 2 億 6,930 万 573 円、返納金 2,728 万 6,539 円、電算システム回線共有負担金 1,319 万 7,685 円及び剰余金返還金 1 億 5,327 万 2,965 円である。

(2) 歳出

平成26年度の特別会計決算額は、予算現額2,564億4,662万1,000円、支出済額2,504億9,725万384円、不用額59億4,937万616円で、執行率97.7%となっている。決算額を前年度と比較すると、次のとおりである。

【歳出年度別比較表】

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行 率 (B/A)
平成26年度	256,446,621,000	250,497,250,384	0	5,949,370,616	97.7
平成25年度	262,363,707,000	248,462,890,582	0	13,900,816,418	94.7
比較増減額	△5,917,086,000	2,034,359,802	0	△7,951,445,802	3.0
増減率	△2.3	0.8	-	△57.2	-

支出済額は、前年度に比べ20億3,435万9,802円(0.8%)の増加である。

款別の支出状況は、次のとおりである。

【款別支出状況及び構成比率表】

(単位：円・%)

区分	平成26年度		平成25年度		比較増減	
	決算額	構成 比率	決算額	構成 比率	増減額	増減率
総務費	1,614,296,579	0.6	1,976,293,856	0.8	△361,997,277	△18.3
保険給付費	244,673,744,221	97.7	243,492,853,946	98.0	1,180,890,275	0.5
県財政安定化 基金拠出金	100,934,513	0.0	99,351,141	0.0	1,583,372	1.6
特別高額医療費 共同事業拠出金	38,507,636	0.0	31,349,251	0.0	7,158,385	22.8
保健事業費	367,276,466	0.1	346,497,696	0.2	20,778,770	6.0
諸支出金	3,702,490,969	1.5	2,516,544,692	1.0	1,185,946,277	47.1
公債費	0	-	0	-	0	-
予備費	0	-	0	-	0	-
合計	250,497,250,384	100.0	248,462,890,582	100	2,034,359,802	0.8

款別の決算額については、総務費を除いてすべて増加した。

款ごとの詳しい説明については次のとおりである。

《第1款》 総務費

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成26年度	1,640,612,000	1,614,296,579	0	26,315,421	98.4
平成25年度	2,020,494,000	1,976,293,856	0	44,200,144	97.8
比較増減額	△379,882,000	△361,997,277	0	△17,884,723	0.6
増減率	△18.8	△18.3	-	△40.5	-

総務費は、保険給付業務等に要する経費を支出したもので、支出済額は前年度に比べ、3億6,199万7,277円(18.3%)の減少である。

事業別の内訳は、業務課職員に係る派遣職員人件費等負担金が主な支出である業務一般管理事務費1億1,436万1,706円、医療給付経費4億4,585万4,043円、保険料賦課経費69万1,687円、電算システム経費2億6,411万4,731円及び医療財政調整基金積立金7億8,927万4,412円である。

《第2款》 保険給付費

(単位：円・%)

区分 年度	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成26年度	250,492,606,000	244,673,744,221	0	5,818,861,779	97.7
平成25年度	257,231,500,000	243,492,853,946	0	13,738,646,054	94.7
比較増減額	△6,738,894,000	1,180,890,275	0	△7,919,784,275	3.0
増減率	△2.6	0.5	-	△57.6	

内訳

(単位：円・%)

	平成 26 年度		平成 25 年度		比較増減	
	決算額	構成比率	決算額	構成比率	増減額	増減率
療養給付費	227,801,731,093	93.1	226,714,856,013	93.1	1,086,875,080	0.5
療養費	1,955,525,281	0.8	1,886,337,747	0.8	69,187,534	3.7
食事・生活療養費	4,614,534,991	1.9	4,639,461,084	1.9	△ 24,926,093	△0.5
訪問看護療養費	494,929,916	0.2	475,436,095	0.2	19,493,821	4.1
特別療養費	0	-	0	-	0	-
移送費	479,270	0.0	13,900	0.0	465,370	3,348.0
審査支払手数料	652,472,015	0.3	782,293,671	0.3	△ 129,821,656	△16.6
高額療養費	7,884,111,411	3.2	7,757,111,134	3.2	127,000,277	1.6
高額介護合算療養費	184,710,244	0.1	155,194,302	0.1	29,515,942	19.0
葬祭費	1,085,250,000	0.4	1,082,150,000	0.4	3,100,000	0.3
合計	244,673,744,221	100.0	243,492,853,946	100.0	1,180,890,275	0.5

保険給付費は特別会計の支出のうち大半を占めるもので、支出済額は前年度に比べ、11億8,089万275円(0.5%)の増加である。増加の主なものは、一般的な医療費の保険者負担分である療養給付費10億8,687万5,080円である。

《第3款》 県財政安定化基金拠出金

(単位：円・%)

区分 年度別	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成 26 年度	100,962,000	100,934,513	0	27,487	100.0
平成 25 年度	100,507,000	99,351,141	0	1,155,859	98.8
比較増減額	455,000	1,583,372	0	△1,128,372	1.1
増減率	0.5	1.6	-	△97.6	-

県財政安定化基金拠出金は、保険料不足や予測を超えた給付費の増大などに起因する財源不足に対応するために県に設置されている新潟県後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金である。支出済額は前年度に比べ、158万3,372円(1.6%)の増加である。

《第4款》 特別高額医療費共同事業拠出金 (単位：円・%)

区分 年度別	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成26年度	53,814,000	38,507,636	0	15,306,364	71.6
平成25年度	47,030,000	31,349,251	0	15,680,749	66.7
比較増減額	6,784,000	7,158,385	0	△374,385	4.9
増減率	14.4	22.8	-	△2.4	-

特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額な医療費の発生による財政負担の軽減を目的として、全国の広域連合が共同で実施する特別高額医療費共同事業に対する拠出金であり、支出済額は前年度に比べ、715万8,385円(22.8%)の増加である。

《第5款》 保健事業費 (単位：円・%)

区分 年度別	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成26年度	426,598,000	367,276,466	0	59,321,534	86.1
平成25年度	418,918,000	346,497,696	0	72,420,304	82.7
比較増減額	7,680,000	20,778,770	0	△13,098,770	3.4
増減率	1.8	6.0	-	△18.1	-

保健事業費は、医療費の分析及び健康診査の実施に係る各市町村への委託費で、支出済額は前年度に比べ、2,077万8,770円(6.0%)の増加である。

《第6款》 諸支出金

(単位：円・%)

区分 年度別	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
平成26年度	3,711,530,000	3,702,490,969	0	9,039,031	99.8
平成25年度	2,524,258,000	2,516,544,692	0	7,713,308	99.7
比較増減額	1,187,272,000	1,185,946,277	0	1,325,723	0.1
増減率	47.0	47.1	-	17.2	-

内訳

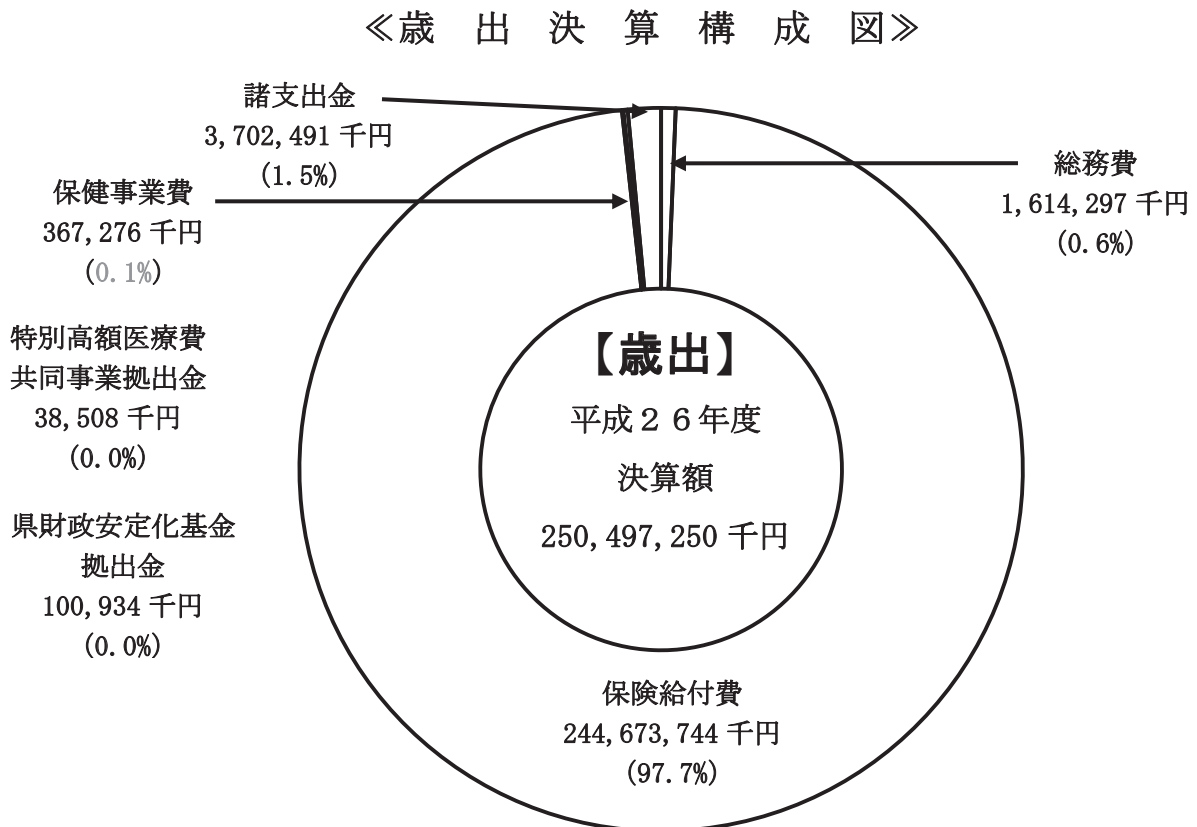
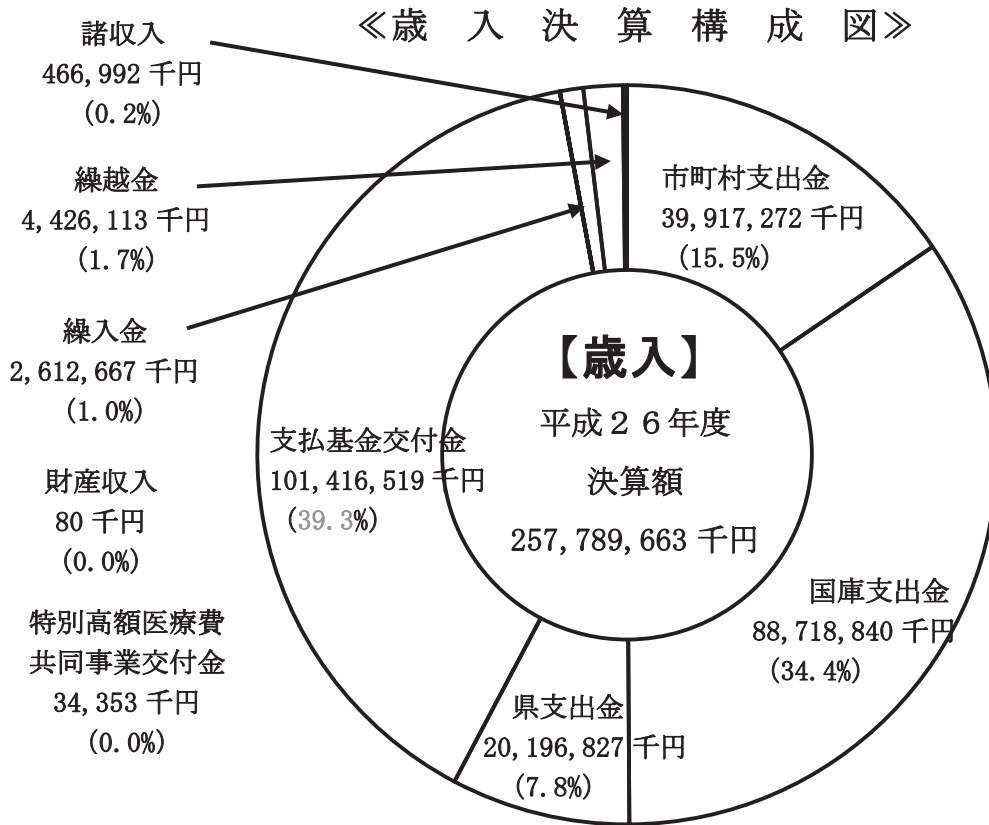
(単位：円・%)

区分	平成26年度		平成25年度		比較増減	
	決算額	構成 比率	決算額	構成 比率	増減額	増減率
償還金及び還付加算金	3,702,489,869	100.0	2,516,544,092	100.0	1,185,945,777	47.1
内 訳						
保険料還付金	20,209,200	0.5	14,263,914	0.6	5,945,286	41.7
償還金	3,681,032,069	99.5	2,502,173,278	99.4	1,178,858,791	47.1
還付加算金	1,248,600	0.0	106,900	0.0	1,141,700	1,068.0
延滞金	1,100	0.0	600	0.0	500	83.3
合計	3,702,490,969	100.0	2,516,544,692	100.0	1,185,946,277	47.1

諸支出金は主に、前年度に納付された保険料の還付に係る保険料還付金2,020万9,200円、前年度の国、県、市町村及び支払基金からの負担金等の精算に伴う返還分である償還金36億8,103万2,069円である。

《第7款》公債費及び《第8款》予備費については、支出がなかったため予算現額の全額が不用となっている。

(3) 歳入歳出決算構成図



4 財産

(1) 公有財産（土地・建物・山林・物権・有価証券等）

該当財産無し

(2) 物品（取得価格100万円以上の物品）

サーバ機（電算処理システム用一括処理専用サーバ） 1台

(3) 債権（貸付金等）

該当財産無し

(4) 基金

ア 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金

決算年度末における現在高は、3億1,135万8千円である。

年度中の増加額の内訳は、臨時特例交付金16億8,952万2千円及び利子分2万9千円を積み立てたものである。

減少額の内訳は、被扶養者及び低所得者の保険料軽減分18億84万2千円、その制度周知のための広報啓発経費419万5千円への財源充当のため取崩したものである。

決算年度末における基金の現在高は、次表のとおりである。

【基金現在高表】

(単位：千円)

	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
		増	減	
後期高齢者 医療制度 臨時特例基金	426,844	1,689,551	1,805,037	311,358

イ 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療財政調整基金

決算年度末における現在高は、49億7,094万7千円である。

年度中の増加額の内訳は、前年度繰越金から支払基金への返還金などを控除した残額7億8,919万4千円及び利息8万円を積み立てたものである。

決算年度末における基金の現在高は、次表のとおりである。

【基金現在高表】

(単位：千円)

	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
		増	減	
後期高齢者 医療財政調整 基金	4,181,672	789,274	0	4,970,947

(区分の金額は、千円未満を四捨五入したものであるため、区分の計は一致しない場合がある。)

5 むすび

平成26年度の決算状況であるが、一般会計と特別会計の総計決算では形式収支及び実質収支はともに74億680万6,318円となった。

一般会計では、歳入27億5,425万3,644円、100.9%の収入率、歳出26億3,986万325円、96.7%の執行率となっており、形式収支・実質収支ともに1億1,439万3,319円であるが、この収支には、平成27年度で支払うことになる国の補助金の精算額約500万円が含まれており、残額はすべて市町村負担金の精算に充当する。

また、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は3,015万2,427円である。

今後も引き続き事務経費の削減に努められたい。

特別会計では、歳入2,577億8,966万3,383円、100.5%の収入率、歳出2,504億9,725万384円、97.7%の執行率となっており、形式収支・実質収支ともに72億9,241万2,999円であるが、この収支には、平成27年度で支払うことになる国・県・市町村負担金等の精算額約68億円が含まれている。

また、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は28億6,630万176円である。

財産についてであるが、後期高齢者医療制度臨時特例基金では、決算年度中の積立額16億8,955万1千円、取崩額18億503万7千円で、年度末現在高3億1,135万8千円となっている。

また、後期高齢者医療財政調整基金では、7億8,927万4千円を積み立て、49億7,094万7千円の現在高となっている。

今後も基金を有効に活用し、制度の安定的な運営と被保険者の負担軽減に努められたい。

以上が、平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の概要である。

今後も引き続き、高齢者の医療費が増加していくと見込まれる中で、本制度を安定的に運営していくためには、医療費の動向把握や分析、保険料の収納対策などに市町村と連携を図りながら努めるとともに、本制度が住民の理解と協力を得て、これからも被保険者の健康の保持・増進に寄与するよう望むものである。

議案第13号

平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について

平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、別紙のとおりとする。

平成27年8月31日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

議案第13号別紙

平成27年度

一般会計補正予算書（第1号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第13号関係

平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,641,919千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,297,764千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月31日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,957,705	△1,869,749	87,956
	1 国庫補助金	1,957,705	△1,869,749	87,956
3 財産収入		300	△300	0
	1 財産運用収入	300	△300	0
5 繰越金		1	77,562	77,563
	1 繰越金	1	77,562	77,563
6 諸収入		383	150,568	150,951
	2 雑収入	283	150,568	150,851
補正されなかった款項にかかる額		981,294		981,294
歳入合計		2,939,683	△1,641,919	1,297,764

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,938,294	△1,641,919	1,296,375
	1 総務管理費	2,938,040	△1,641,919	1,296,121
補正されなかった款項にかかる額		1,389		1,389
歳出合計		2,939,683	△1,641,919	1,297,764

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	1,957,705	△1,869,749	87,956
3 財産収入	300	△300	0
5 繰越金	1	77,562	77,563
6 諸収入	383	150,568	150,951
補正されなかった款にかかる額	981,294		981,294
歳入合計	2,939,683	△1,641,919	1,297,764

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	2,938,294	△1,641,919	1,296,375	△1,869,749		△300	228,130
補正されなかった 款にかかる額	1,389		1,389				
歳出合計	2,939,683	△1,641,919	1,297,764	△1,869,749	0	△300	228,130

歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
2 国庫支出金	1,957,705	△1,869,749	87,956
1 国庫補助金	1,957,705	△1,869,749	87,956
1 民生費国庫補助金	1,957,705	△1,869,749	87,956
3 財産収入	300	△300	0
1 財産運用収入	300	△300	0
1 利子及び配当金	300	△300	0
5 繰越金	1	77,562	77,563
1 繰越金	1	77,562	77,563
1 繰越金	1	77,562	77,563
6 諸収入	383	150,568	150,951
2 雑入	283	150,568	150,851
1 雑入	283	150,568	150,851
歳入合計	1,958,389	△1,641,919	316,470

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	社会福祉費補助金	△1,869,749	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 △1,869,749
1	利子及び配当金	△300	臨時特例基金運用利子収入 △300
1	繰越金	77,562	前年度繰越金 77,562
1	雑入	150,568	国保連合会返還金 150,568

歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	2,938,294	△1,641,919	1,296,375	△1,869,749		△300	228,130
1 総務管理費	2,938,040	△1,641,919	1,296,121	△1,869,749		△300	228,130
1 一般管理費	2,938,040	△1,641,919	1,296,121	△1,869,749		△300	228,130
				(国) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 (他) 臨時特例基金運用利子収入		△1,869,749 △300	
歳出合計	2,939,683	△1,641,919	1,297,764	△1,869,749	0	△300	228,130

2 総務費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金利息及び割引料	228,130	001 一般管理事務費 228,130 償還金 228,130
25 積立金	△1,870,049	004 臨時特例基金事業費 △1,870,049 臨時特例基金積立金(利子分) △300 臨時特例基金積立金 △1,869,749

議案第14号

平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について

平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
は、別紙のとおりとする。

平成27年8月31日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第14号別紙

平成27年度

後期高齢者医療特別会計

補正予算書（第1号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第14号関係

平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,400,453千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266,881,294千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月31日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市町村支出金		41,346,891	49,287	41,396,178
	1市町村負担金	41,346,891	49,287	41,396,178
2国庫支出金		86,277,799	1,588,946	87,866,745
	2国庫補助金	24,060,042	1,588,946	25,648,988
3県支出金		21,538,730	77,114	21,615,844
	1県負担金	21,238,730	77,114	21,315,844
7繰入金		4,575,532	△1,588,946	2,986,586
	2基金繰入金	3,689,463	△1,588,946	2,100,517
8繰越金		1	6,973,313	6,973,314
	1繰越金	1	6,973,313	6,973,314
10諸収入		296,833	300,739	597,572
	3雑入	295,831	300,739	596,570
補正されなかった款項にかかる額		105,445,055		105,445,055
歳入合計		259,480,841	7,400,453	266,881,294

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		900,629	454,012	1,354,641
	1 総務管理費	900,629	454,012	1,354,641
6 諸支出金		134,139	6,946,441	7,080,580
	1 償還金及び還付加算金	134,138	6,946,441	7,080,579
補正されなかった款項にかかる額		258,446,073		258,446,073
歳出合計		259,480,841	7,400,453	266,881,294

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 町 村 支 出 金	41,346,891	49,287	41,396,178
2 国 庫 支 出 金	86,277,799	1,588,946	87,866,745
3 県 支 出 金	21,538,730	77,114	21,615,844
7 繰 入 金	4,575,532	△1,588,946	2,986,586
8 繰 越 金	1	6,973,313	6,973,314
10 諸 収 入	296,833	300,739	597,572
補正されなかった款にかかる額	105,445,055		105,445,055
歳 入 合 計	259,480,841	7,400,453	266,881,294

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	900,629	454,012	1,354,641				454,012
6諸支出金	134,139	6,946,441	7,080,580				6,946,441
補正されなかった 款にかかる額	258,446,073		258,446,073				
歳出合計	259,480,841	7,400,453	266,881,294	0	0	0	7,400,453

歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 市町村支出金	41,346,891	49,287	41,396,178
1 市町村負担金	41,346,891	49,287	41,396,178
2 療養給付費負担金	20,489,513	49,287	20,538,800
2 国庫支出金	86,277,799	1,588,946	87,866,745
2 国庫補助金	24,060,042	1,588,946	25,648,988
4 後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	0	1,588,946	1,588,946
3 県支出金	21,538,730	77,114	21,615,844
1 県負担金	21,238,730	77,114	21,315,844
1 療養給付費負担金	20,489,513	77,114	20,566,627
7 繰入金	4,575,532	△1,588,946	2,986,586
2 基金繰入金	3,689,463	△1,588,946	2,100,517
1 基金繰入金	3,689,463	△1,588,946	2,100,517
8 繰越金	1	6,973,313	6,973,314
1 繰越金	1	6,973,313	6,973,314
1 繰越金	1	6,973,313	6,973,314
10 諸収入	296,833	300,739	597,572
3 雑入	295,831	300,739	596,570
3 雑入	13,360	300,739	314,099
歳入合計	154,035,786	7,400,453	161,436,239

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	過年度分	49,287	療養給付費負担金 過年度分 49,287
1	後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1,588,946	後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 1,588,946
2	過年度分	77,114	療養給付費負担金 過年度分 77,114
1	臨時特例基金繰入金	△1,565,367	臨時特例基金繰入金 △1,565,367
2	医療財政調整基金繰入金	△23,579	医療財政調整基金繰入金 △23,579
1	繰越金	6,973,313	前年度繰越金 6,973,313
1	雑入	300,739	国保連合会返還金 300,739

歳 出

1 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	900,629	454,012	1,354,641				454,012
1 総務管理費	900,629	454,012	1,354,641				454,012
1 一般管理費	900,629	454,012	1,354,641				454,012
6 諸支出金	134,139	6,946,441	7,080,580				6,946,441
1 償還金及び還付加算金	134,138	6,946,441	7,080,579				6,946,441
2 償還金	108,741	6,946,441	7,055,182				6,946,441
歳 出 合 計	1,034,768	7,400,453	8,435,221	0	0	0	7,400,453

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
25	積立金	454,012	医療財政調整基金積立金 454,012
23	償還金 利子及び割引料	6,946,441	001 償還金 6,946,441 国庫負担金返還金 4,565,075 国庫補助金返還金 17 県負担金返還金 19,237 市町村負担金返還金 259,486 支払基金返還金 2,102,626

議案第15号

監査委員の選任について

次の者を新潟県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任したいので、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第16条第1項及び第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年8月31日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

選任区分	住 所	氏 名	年 齢
識見を有する者	新潟市西区新通西1丁目2番8号	小柴昭彦	71歳

平成27年8月定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容						
9	専決処分について 専決第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所得の少ない被保険者の負担を軽減するため、同政令の施行日までに「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の改正が必要であることから専決処分としたもの ※平成27年3月4日政令公布 (平成27年3月12日：専決処分)						
10	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に合わせ、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正するもの						
11	平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	<table border="0"> <tr> <td>【歳入決算額】</td> <td>2,754,253千円</td> </tr> <tr> <td>【歳出決算額】</td> <td>2,639,860千円</td> </tr> <tr> <td>【歳入歳出差引額】</td> <td>114,393千円</td> </tr> </table>	【歳入決算額】	2,754,253千円	【歳出決算額】	2,639,860千円	【歳入歳出差引額】	114,393千円
【歳入決算額】	2,754,253千円							
【歳出決算額】	2,639,860千円							
【歳入歳出差引額】	114,393千円							
12	平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	<table border="0"> <tr> <td>【歳入決算額】</td> <td>257,789,663千円</td> </tr> <tr> <td>【歳出決算額】</td> <td>250,497,250千円</td> </tr> <tr> <td>【歳入歳出差引額】</td> <td>7,292,413千円</td> </tr> </table>	【歳入決算額】	257,789,663千円	【歳出決算額】	250,497,250千円	【歳入歳出差引額】	7,292,413千円
【歳入決算額】	257,789,663千円							
【歳出決算額】	250,497,250千円							
【歳入歳出差引額】	7,292,413千円							
13	平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について	臨時特例基金積立金の減額のほか、各種負担金などの精算に係る経費を補正するもの <table border="0"> <tr> <td>【補正前】</td> <td>2,939,683千円</td> </tr> <tr> <td>【補正額】</td> <td>△ 1,641,919千円</td> </tr> <tr> <td>【補正後】</td> <td>1,297,764千円</td> </tr> </table>	【補正前】	2,939,683千円	【補正額】	△ 1,641,919千円	【補正後】	1,297,764千円
【補正前】	2,939,683千円							
【補正額】	△ 1,641,919千円							
【補正後】	1,297,764千円							
14	平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	平成26年度保険給付費等の実績に基づく各種負担金等の精算のほか、国保連からの返還金を医療財政調整基金へ積み立てる経費を補正するもの <table border="0"> <tr> <td>【補正前】</td> <td>259,480,841千円</td> </tr> <tr> <td>【補正額】</td> <td>7,400,453千円</td> </tr> <tr> <td>【補正後】</td> <td>266,881,294千円</td> </tr> </table>	【補正前】	259,480,841千円	【補正額】	7,400,453千円	【補正後】	266,881,294千円
【補正前】	259,480,841千円							
【補正額】	7,400,453千円							
【補正後】	266,881,294千円							
15	監査委員の選任について	識見監査委員1名の選任						

議案第 9 号関係資料

議案第 9 号 専決処分について

専決第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 62 号）の公布に基づき、所得の少ない被保険者の負担を軽減するため、新潟県後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について一部を改正するもの。

2 専決処分とした理由

政令が、平成 27 年 3 月 4 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行となることに伴い、この期間内に広域連合議会の招集が困難であったため。

以上の理由により、平成 27 年 3 月 12 日付けで専決処分を行ったもの。

議案第9号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされな い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員で ある被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得 の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額 に当該世帯に属する被保険者の数に26万円を乗じて得た金額を 加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係 る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がなされな い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員で ある被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得 の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額 に当該世帯に属する被保険者の数に47万円を乗じて得た金額を加算し た金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保 険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規 定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分 までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされな い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員で ある被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得 の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額 に当該世帯に属する被保険者の数に245,000円を乗じて得た金額を 加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係 る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がなされな い被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員で ある被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得 の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額 に当該世帯に属する被保険者の数に45万円を乗じて得た金額を加算し た金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保 険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

議案第 10 号関係資料

議案第 10 号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部
改正について

1 一部改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の施行にあわせ、新潟県後期高齢者医療広域連合の関係条例について一部を改正するもの。

2 条例改正の概要

- (1) 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例において、同審査会の所管事務として特定個人情報保護評価の第三者点検を追加
- (2) 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例において、番号法の趣旨に沿った内容を追加または改正

3 施行日

- (1) 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
公布日
- (2) 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正
下記（ア）（イ）の箇所を除き、番号法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行日（平成 28 年 1 月 1 日）
（ア）特定個人情報の収集及び提供の制限に関する規定 番号法附則第 1 条に掲げる規定の施行日（平成 27 年 10 月 5 日）
（イ）情報提供等記録に関する部分の規定 番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行日（平成 29 年 1 月 予定）

議案第10号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

新旧対照表

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成19年3月1日 条例第8号</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成19年3月1日 条例第8号</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 平成19年3月1日 条例第9号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 平成19年3月1日 条例第9号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>

(2)～(4) (略)

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）をいう。

(6) 特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(9) 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 第8条第1項ただし書の規定による保有個人情報の利用又は同条第2項ただし書の規定による保有個人情報の提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(8) (略)

2～6 (略)

(収集の制限)

第7条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(6) (略)

4・5 (略)

(2)～(4) (略)

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 第8条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は同条第2項ただし書の規定による個人情報の提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(8) (略)

2～6 (略)

(収集の制限)

第7条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(6) (略)

4・5 (略)

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) (略)

2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合及び本人に提供する場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

4 実施機関は、第1項第4号又は第5号の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会に意見を聴いた上で実施機関が適当と認めるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報
を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために自ら利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の目的外利用の制限)

第8条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために情報提

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) (略)

2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合及び本人に提供する場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

4 実施機関は、第1項第4号又は第5号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会に意見を聴いた上で実施機関が適当と認めるときは、この限りでない。

旧	新
<p>(オンライン結合による提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報に当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、<u>個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、<u>個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものへ提供することができる。</u></p> <p>(適正な維持管理)</p> <p>第10条 実施機関は、<u>個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</u></p> <p>2 実施機関は、<u>個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった<u>個人情報</u>を<u>確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</u>ただし、歴史的資料として保存する必要のあるものについては、この限りでない。</p> <p>第1節 開示請求権 (開示の請求)</p> <p>第13条 何人も、<u>実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。</u></p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p><u>供等記録を自ら利用してはならない。</u></p> <p>(保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第8条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>保有特定個人情報を提供してはならない。</u></p> <p>(オンライン結合による提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、<u>個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、<u>個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、保有個人情報を実施機関以外のものへ提供することができる。</u></p> <p>(適正な維持管理)</p> <p>第10条 実施機関は、<u>個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</u></p> <p>2 実施機関は、<u>個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった<u>保有個人情報</u>を<u>確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</u>ただし、歴史的資料として保存する必要のあるものについては、この限りでない。</p> <p>第1節 開示請求権 (開示の請求)</p> <p>第13条 何人も、<u>実施機関に対し、行政文書に記録されている自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</u></p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（<u>保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。</u>）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以</p>

下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) (略)
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を選定するために必要な事項
- (3) (略)
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 開示請求者（第13条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この条において同じ。）の生命、身体又は財産の安全を害するおそれがあるもの
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) 第13条第2項の規定による開示請求がなされた場合であつて、開示することにより、当該本人の利益に反することとなつたと認められる情報

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) (略)
- (2) 開示請求に係る個人情報を選定するために必要な事項
- (3) (略)
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 (略)

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) 未成年者の法定代理人から開示請求がなされた場合であつて、開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなつたと認められる情報

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しな

しななければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意的な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示しないこととする理由の付記等)

第20条 実施機関は、第18条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないとき又は同条第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報が、期間の経過によりその全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を開示請求者に通知するものとする。

(第三者の意見の聴取等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に広域連合及び開示請求者以外のもの（以下この条、第34条及び第35条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定

ければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意的な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報の存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示しないこととする理由の付記等)

第20条 実施機関は、第18条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示しないとき又は同条第2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る個人情報が、期間の経過によりその全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を開示請求者に通知するものとする。

(第三者の意見の聴取等)

第21条 開示請求に係る個人情報に広域連合及び開示請求者以外のもの（以下この条、第34条及び第35条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める

める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた場合において、当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合には、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第33条及び第34条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、保有個人情報が記録された行政文書の当該保有個人情報に係る部分につき、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による保有個人情報の開示にあつては、当該保有個人情報が記録された行政文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

3 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第22条の2 実施機関は、法令等（新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号）を除く。次項、第25条第1項ただし書及び第29条第1項ただし書において同じ。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第

事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた場合において、当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合には、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第33条及び第34条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。

(開示の実施)

第22条 個人情報の開示は、個人情報が記録された行政文書の当該個人情報に係る部分につき、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された行政文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

1 項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(事案の移送)

第22条の3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前に行うべきは、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る保有個人情報について開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(費用の負担)

第24条 この条例の規定により保有個人情報が記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、保有特定個人情報の写し等の交付に要する費用を免除することができる。

第2節 訂正請求権

(訂正の請求)

第25条 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する保有個人情報について事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 (略)

(費用の負担)

第24条 この条例の規定により個人情報が記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正請求権

(訂正の請求)

第25条 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正を請求することができる。

2 (略)

新	旧
<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第26条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしななければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第27条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)の全部又は一部について訂正をすべきは、その旨の決定をし、速やかに当該保有個人情報の訂正を行った上で、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求をした者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。</p> <p>(情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第27条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第27条の3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が第22条の3第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求</p>	<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第26条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしななければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第27条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をすべきは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の訂正を行った上で、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求をした者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。</p>

新

者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならぬ。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行なうべきは、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第29条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならぬ。

第3節 利用停止等請求権
(利用停止等の請求)

第29条 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を実施機関が第7条の規定に違反して収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、その消去を請求することができる。ただし、法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない（以下この条において同じ。）。

2 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する保有個人情報を実施機関が第8条又は第9条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、その利用又は提供の停止を請求することができる。

3 (略)

(保有特定個人情報の利用停止等の請求)

第29条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の2の規定に違反して利用されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

旧

第3節 利用停止等請求権
(利用停止等の請求)

第29条 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報を実施機関が第7条の規定に違反して収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、その消去を請求することができる。

2 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報を実施機関が第8条又は第9条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、その利用又は提供の停止を請求することができる。

3 (略)

新

- (4) 番号法第28条の規定に違反して作成され、保管されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (5) 第8条の4の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止
- 2 第13条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止等請求の手続)

第30条 利用停止等請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) (略)

(2) 利用停止等請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3)・(4) (略)

2 (略)

(利用停止等請求に対する決定等)

第31条 実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の全部又は一部について利用停止等をするとときは、その旨の決定をし、速やかに当該保有個人情報の利用停止等を行った上で、利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の全部について利用停止等をしないうときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止等請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止等をしないうときは、利用停止等請求をした者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

第4章 不服申立て等

(不服申立てがあった場合の手続)

第33条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

(1) (略)

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の

旧

(利用停止等請求の手続)

第30条 利用停止等請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) (略)

(2) 利用停止等請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3)・(4) (略)

2 (略)

(利用停止等請求に対する決定等)

第31条 実施機関は、利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止等をするとときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の利用停止等を行った上で、利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止等請求に係る個人情報の全部について利用停止等をしないうときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止等をしないうときは、利用停止等請求をした者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

第4章 不服申立て等

(不服申立てがあった場合の手続)

第33条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

(1) (略)

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部

新	旧
<p>全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第35条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る<u>保有個人情報</u>の全部を開示することとするとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る<u>保有個人情報</u>の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る<u>保有個人情報</u>の全部の訂正をすることとするとき。</p> <p>(4) 決定で、不服申立てに係る利用停止等決定等（利用停止等請求に係る<u>保有個人情報</u>の全部の利用停止等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る<u>保有個人情報</u>の全部の利用停止等をするときとするととき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>第35条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る<u>保有個人情報</u>を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該<u>保有個人情報</u>の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>(適用除外)</p> <p>第41条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する<u>基幹統計及び一般統計調査</u>を作成するために集められた個人情報、及び同法第52条第1項に規定する個人情報</p> <p>(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報</p> <p>(3) 広域連合の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報</p>	<p>を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第35条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る<u>個人情報</u>の全部を開示することとするととき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る<u>個人情報</u>の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る<u>個人情報</u>の全部の訂正をすることとするとき。</p> <p>(4) 決定で、不服申立てに係る利用停止等決定等（利用停止等請求に係る<u>個人情報</u>の全部の利用停止等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る<u>個人情報</u>の全部の利用停止等をするときとするととき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>第35条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る<u>個人情報</u>を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該<u>個人情報</u>の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p>第41条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する<u>指定統計</u>を作成するために集められた個人情報</p> <p>(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報</p> <p>(3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された<u>専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。</u>）の徴集によって得られた個人情報</p> <p>(4) 広域連合の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報</p>

新	旧
<p>第6章 罰則</p> <p>第43条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第11条第2項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報ファイル（保有個人情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の行政文書に記録されている保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部を加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第44条 前条に規定する者が、当該業務に関して知り得た行政文書に記録されている保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第47条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>第6章 罰則</p> <p>第43条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第11条第2項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（行政文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の行政文書に記録されている個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第44条 前条に規定する者が、当該業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第47条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づき個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- (1) 第2条の規定（次号及び第3号の規定を除く。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 附則第1条第4号に掲げる規定の施行日（平成28年1月1日）
- (2) 第2条中特定個人情報の収集及び提供の制限に関する規定 番号法附則第1条に掲げる規定の施行日（平成27年10月5日）
- (3) 第2条中情報提供等記録に関する部分の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日

議案第 11 号 平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増減額	増減率
歳入決算額	2,754,253	1,188,183	1,566,070	131.8
歳出決算額	2,639,860	1,103,942	1,535,918	139.1
歳入歳出差引額	114,393	84,241	30,152	35.8

【歳入歳出差引額】 114,393 千円

平成 27 年度に繰り越して共通経費負担金の減額や国庫補助金の返還などにより精算します。

【主な歳入】(決算書 9 頁から 12 頁)

- 分担金及び負担金 856,270 千円
後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費に対する共通経費負担金
- 国庫支出金 1,731,946 千円
低所得者及び被扶養者保険料軽減分に対する高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金ほか
- 繰入金 4,195 千円
臨時特例基金活用事業(周知広報)に対する臨時特例基金繰入金
- 諸収入 77,572 千円
国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務等に係る実費弁償としての返還金(剰余金返還金)ほか

【主な歳出】(決算書 13 頁から 18 頁)

- 総務費 2,638,862 千円

○一般管理事務費 848,114 千円 ・特別会計事務費繰出金 811,824 千円 など
○職員派遣関係経費 52,048 千円 ・派遣職員人件費等負担金 51,446 千円 など
○後期高齢者医療制度事業費 15,107 千円 ・ジェネリック医薬品差額通知関連経費 14,604 千円 など
○臨時特例基金事業費 1,693,418 千円 ・広報チラシ等作成業務委託料(ガイドブックほか) 1,885 千円 ・後期高齢者医療制度特別対策補助金(市町村への広報経費の補助) 1,982 千円 ・臨時特例基金積立金 1,689,522 千円 など

○特別調整交付金事業費 29,999 千円

・医療懇談会開催経費 74 千円

・後期高齢者医療制度特別対策補助金 28,607 千円 など

議案第12号 平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度	平成25年度	増減額	増減率
歳入決算額	257,789,663	252,889,003	4,900,660	1.9
歳出決算額	250,497,250	248,462,890	2,034,360	0.8
歳入歳出差引額	7,292,413	4,426,113	2,866,300	39.3

【歳入歳出差引額】 7,292,413 千円

差引額から平成26年度精算の国県負担金等の精算額6,820,536千円を除くと、
実質繰越額は471,877千円となります。

【主な歳入】(決算書25頁から32頁)

- 市町村支出金(保険料等分・療養給付分) 39,917,272千円
- 国庫支出金 88,718,840千円
- 県支出金 20,196,827千円
- 支払基金交付金 101,416,519千円
- 繰入金 2,612,667千円
 - ・一般会計繰入金(特別会計事務費分等) 811,824千円
 - ・基金繰入金 1,800,843千円
 - 臨時特例基金繰入金(低所得者・被扶養者保険料軽減分)
1,800,843千円
- 繰越金 4,426,113千円

【主な歳出】(決算書33頁から40頁)

- 総務費 1,614,297千円

<ul style="list-style-type: none"> ○業務一般管理費 114,362千円 <ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員人件費負担金 113,688千円 など
<ul style="list-style-type: none"> ○医療給付経費 445,854千円 <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト2次点検業務委託料 97,128千円 ・審査支払関連業務手数料 233,081千円 ・給付関係現金支給処理業務委託料 33,425千円 など
<ul style="list-style-type: none"> ○保険料賦課経費 692千円 <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者情報提供料 670千円 など

○電算システム経費 264,115 千円	
・稼働維持支援等業務委託料	75,596 千円
・システム構築等業務委託料	4,644 千円
・電算システム賃借料	150,846 千円 など
○医療財政調整基金経費 789,274 千円	
・医療財政調整基金積立金	789,194 千円
・医療財政調整基金積立金 (利子分)	80 千円

○ 保険給付費 244,673,744 千円

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増減額	増減率
○療養諸費	235,519,672	234,498,399	1,021,273	0.4
・療養給付費 (01)	227,801,731	226,714,856	1,086,875	0.5
・その他療養諸費 (02~06)	7,065,469	7,001,249	64,220	0.9
・審査支払手数料 (07)	652,472	782,294	△129,822	△16.6
○高額療養諸費	8,068,822	7,912,305	156,517	1.9
○その他医療給付費 (葬祭費)	1,085,250	1,082,150	3,100	0.3
合 計	244,673,744	243,492,854	1,180,890	0.5

○ 県財政安定化基金拠出金 100,935 千円

財政安定化基金は予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行うために各都道府県に設置されています。財源は、国・県・広域連合（保険料）が1/3ずつ負担することとされています。

当広域連合からは県財政安定化基金拠出金として新潟県に拠出しています。拠出額は、新潟県の条例で定められた拠出率（0.04%）をもとに算出されます。

○保健事業費

(単位：千円、%)

平成 26 年度	平成 25 年度	増減額	増減率
367,276	346,498	20,778	5.7

※上記事業費には市町村負担分は含まれていません。

【参考】健康診査受診状況

(単位：人、%)

平成 26 年度			平成 25 年度			受診者増減数	受診率増減
被保険者数	受診者数	受診率	被保険者数	受診者数	受診率		
354,835	74,095	20.9	353,158	72,970	20.7	1,125	0.2

※被保険者数は当該年度の4月1日における被保険者数です。

※受診者数は過年度受診者の請求遅れ分も含みます。

財産の状況（決算書42頁）

○物品

- ・サーバ機（電算処理システム用一括処理専用サーバ機） 1台

- 後期高齢者医療制度臨時特例基金 311,358千円
（後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、平成26年度の国庫支出金を基金に積み立て、周知広報事業や保険料軽減等に充当しました。）

- 後期高齢者医療財政調整基金 4,970,946千円
（後期高齢者医療に係る財政の健全な運営を図るため、平成26年度の実質繰越金を基金に積み立て、平成27年度以降の保険給付費等に充当します。）

議案第13号
関係資料

議案第13号 平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計
補正予算（第1号）について

【補正額】 1,641,919千円 減額

【補正理由】 円滑運営臨時特例交付金が単年度補助事業に変更されたことに伴う臨時特例基金積立金の減額のほか、市町村負担金などの精算に係る経費を補正するもの

【歳入】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
国庫支出金	1,957,705	△ 1,869,749	87,956	円滑運営臨時特例交付金 △ 1,869,749
財産収入	300	△ 300	0	臨時特例基金利子 △ 300
繰越金	1	77,562	77,563	前年度繰越金 77,562 ・ H25共通経費負担金精算分 76,893 ・ 医療制度事業費補助金精算分 669
諸収入	383	150,568	150,951	国保連合会返還金 150,568
補正されなかった 款にかかる額	981,294		981,294	
歳入合計	2,939,683	△ 1,641,919	1,297,764	

【歳出】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	2,938,294	△ 1,641,919	1,296,375	償還金 ・ 市町村負担金返還金 227,461 (H20-24共通経費負担金精算分) 150,568 (H25共通経費負担金精算分) 76,893 ・ 医療制度事業費補助金 669 (H26実績精算分) 臨時特例基金事業費 ・ 積立金 △ 1,870,049 (臨時特例基金積立金) △ 1,869,749 (臨時特例基金積立金(利子分)) △ 300
補正されなかった 款にかかる額	1,389		1,389	
歳出合計	2,939,683	△ 1,641,919	1,297,764	

議案第14号
関係資料

議案第14号 平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第1号）について

【補正額】 7,400,453千円 追加

【補正理由】 低所得者等の保険料軽減分である円滑運営臨時特例交付金のほか、平成26年度保険給付費等の実績に基づく各種負担金等の精算や国民健康保険団体連合会からの返還金を医療財政調整基金へ積み立てる経費を補正するもの

【歳入】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
市町村支出金	41,346,891	49,287	41,396,178	療養給付費負担金過年度分 (H26実績精算分) 49,287
国庫支出金	86,277,799	1,588,946	87,866,745	円滑運営臨時特例交付金 1,588,946
県支出金	21,538,730	77,114	21,615,844	療養給付費負担金過年度分 (H26実績精算分) 77,114
繰入金	4,575,532	△ 1,588,946	2,986,586	臨時特例基金繰入金 △ 1,565,367 医療財政調整基金繰入金 △ 23,579
繰越金	1	6,973,313	6,973,314	前年度繰越金 6,973,313
諸収入	296,833	300,739	597,572	国保連合会返還金 300,739
補正されなかった 款にかかる額	105,445,055		105,445,055	
歳入合計	259,480,841	7,400,453	266,881,294	

【歳出】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	900,629	454,012	1,354,641	医療財政調整基金経費 ・ 医療財政調整基金積立金 454,012
諸支出金	134,139	6,946,441	7,080,580	償還金（H26実績精算分） ・ 国庫負担金返還金 4,565,075 ・ 国庫補助金返還金 17 ・ 県負担金返還金 19,237 ・ 市町村負担金返還金 259,486 ・ 支払基金交付金返還金 2,102,626
補正されなかった 款にかかる額	258,446,073		258,446,073	
歳出合計	259,480,841	7,400,453	266,881,294	